

第三十四回

1

は、刑法に規定してありますことによつて、いつその点は、特別法に書きまゝ場合と違ひまして、刑法に書いてある以上は刑法総則が当然かぶつてくるのでございまして、その点の御心配の点はあまり考えなくてもいいのではなからうかというふうに考えております。

○赤松常子君 私、その点非常に不満でございまして、これは不満だといふことを申し上げておきますが、こういう場合がもし今後起つたらどうなるのでございましょうか。実は昨年、私の近所の友人の家にこういうことが起きたのでございまして。世田谷でございまして、道がちょっと曲がりくねつておるのでございまして。曲がりくねつておるかに私の友人が土地を地主から借りまして家を建てました。そしてそこは庭になった。ところが、そこに住みまして二十年でございましてけれども、去年、道に少し持ち地が出張つておるといふことで一尺ほど引つ込めさせられたわけです。その境界にマキの木をずっと植えていたのです。それでこれを少し出張つていたというので、その十数本のマキを引つ込めて植えかえたわけです。こういう場合、植えかえるのにも少し費用がかつたやうであります。しかし、道の広がることですからというので、その費用は自分が出し、言われる通り引つ込めたわけですか。これは一体だれが間違つていたのか。もし意地悪く植えかえた費用を要求する場合にどこを對象にした方がいいのか。そういうことが今後起きたときにどうなるのでしょうか。この法律によりまゝすれば、だれが犯意を持つておるといふことでもないのです。

ね。けれども、損害を受けている人があるのです。だれにこれの代償を、賠償を要求したらいいのか。今の事件は済んでおります。しかし、今後こういうことが所々方々で起きた場合、この法律が非常に厳しく適用されるとどういふことになるのでございましょうか。

○政府委員(竹内寿平君) ただいまの場合のごときものは、この規定とは全然関係のない事柄でございまして、おそらく道路を管理しておりますものは、国の場合もあるし、地方自治体の場合もあります。もしその道が都の管轄に属する道でございまして、都の道と所有者との関係において問題は実体法上解決するわけでございまして、従つてそれに伴つて生じた費用のごときものは、おそらくは話し合ひで解決すべき問題だと思ひますが、もしそれは都が負担すべきものであるというところであれば、都が出すべきものであり、それを出すべきに争ひがあるという問題は、民事訴訟法によりましてその問題は解決すべきであるということにございまして。刑法とは全然関係のないこととございまして。

○赤松常子君 それから、この罰則の点でございましてけれども、私は少し過重ではないかと思ひつてございまして。第一の改正の場合には十年以下の懲役に処するとしてございましてけれども、十年以下でございまして、たとえば一カ月から十年、非常に膨大な広い幅があるわけですね。これは私は少し裁判官の裁量の幅というものが広過ぎではないか、私は、これは大体重過ぎるという考えからさういふ私は疑問が起るわけなんです、この幅を狭く

するといふことは今世界的傾向だと思ひつてございまして、あまり裁判官の考え方で一年にしてみたり、十年にしてみたりといふことが自由にあり過ぎる幅の広さというものを對して私どもは少し疑問があるのです。

○政府委員(竹内寿平君) 御質問は非常に重要な問題に觸れております。二つの点から御質問があつたわけでございまして、一つは、二百三十五條の二の不動産侵害罪の規定に法定刑として十年以下の懲役となつておりますが、重いといふふうに考えるがどうかといふ点。第二は、幅の広い法定刑を設けることが適當かどうか、二点でございまして。

第一の法定刑を、どういふ法定刑をここに置くのがいかかといふ点でございまして、先般衆議院に申し上げておりましたように、二百三十五條の二の規定は前の条の二百三十五條と同じ性質の犯罪であるといふ考え方がなつております。前と違ひますのは、對象になつておりますものが二百三十五條は主として動産、それから二百三十五條の二は不動産、この違いがあるだけでございまして、犯罪の性質も、犯罪の種類も、従ひましてそれに伴つて保護しようとする法益もすべて同じでございまして。そこで新たに二百三十五條の二を挿入いたしました場合には、二百三十五條の二の刑の権衡を考へますと、不動産であるがゆゑに動産よりも軽くなければならぬといふ理論的な根拠を発見することがさうさう困難でございまして。そこで、兩者歩調をそろへるといふことが刑罰の体系といたしましては相當であるといふふうに考えるわけでござい

それから第二の刑の幅が非常に広過ぎるといふことにつきましては、御指摘の通りおそらく日本の刑法は最も幅の広い、ある意味では弾力性のあると申しますか、裁判官に大きな裁量の権限を与へている傾向といたしましては、おそらく指を屈していくならば、非常に屈指の刑法だと申してもいいほど幅の広い弾力性のある、裁判官に大きな裁量の権限を与へている刑法だといふことが言へると思ひます。そして各国の現行法の規定を見ましても、これは幅は広くないのでございまして、傾向といたしましては、ほかの國ではむしろ細分し過ぎておるのでございまして、刑を單一化する、あるいは刑の幅をある程度弾力性を持たしていくような努力が、非常に細分してあります國ではその單一化、單純化といふことが行なわれておりますが、日本のような幅の広い國ではない、これは少し広過ぎる、適當でないんじゃないかといふ反省がやはり日本側にはあるわけとございまして。そこで、各國の刑法学者や國際連合等で行なわれておりますこの種のセミナーなどにおきまして、世界的水準に照らしましてその不均衡を歩み寄らうといふ動きが最近ございまして。そういう意味から申しますと、ただいま赤松委員の仰せのよう、日本側としては少し幅が広過ぎるのじゃないかといふ感じが否定できないわけではございまして、今回の改正におきましては、一部改正でございまして、どうしてでも既存の法律体系との歩調を合わせるということが一つの立法技術として大切なこととござい

たしますと、これを十年といふことは、不動産と歩調を合わせたといふことになるわけでございまして、もしあとの点で幅を持たせ過ぎておるといふ点につきましては、これはもしその点を直すといふことにならずに、ひとり不動産の侵害罪だけでなく、刑法全般についてさういふ考え方をしたい、なければならぬわけとございまして、一部改正の作業としましては、むしろ別の方面に大きなウエイトをかけるやうな改正になりますので、さういふこととからしまして、今回の改正におきましては、必要な最小限度にとどめたいといふ考えから、その点について触れなかつたわけでございまして、仰せのように、その点は重要な問題であると思ひます。

○赤松常子君 動産と不動産との権衡といふ御議論でございましてけれども、私どもも同僚議員といふいろいろの問題を話し合ひいたしましたときに、動産と不動産との価値判断といふものを根本的にちよつと考え直す必要があるんじゃないかといふ、さういふ意見もございましてしたのです。動産、不動産ももちろん動産はわれわれ人間が労苦の結果得た価値なんですけれども、不動産といふものは土地なんですけれども、自然にできておるものなんです、たまたまこれを買つ場合につき込む代償といふものは労苦の結果でございまして、さういふ点で、さうでない場合もございまして、また土地の代償も非常に幅があつて、安い土地、高い土地さまざまとございまして。不同でございましてね。さういふ動産と不動産の価値といふものを同一に見るといふことに対して、はたして正しいかどうかといふその根本的な考え方を私ども持つておるわけ

て、いわゆる住宅政策を今度拡充いたしまして、できるだけそういう庶民の住宅をこれは政治問題として解決して参ります。しかし今御審議願っておりまする刑法の方は、これは犯罪として、犯意を持ってやった場合に罰するのでございますから、いかなる場合でもこういふことはよくないことでございしますし、ことに最近ふえたかどりかかというお話でございましたが、この法務委員会で、亡くなられました石黒先生が関西の方をこの問題でずつと見て

回りましたが、最近関西の方でどう

いう問題が非常に多く起こりつつある

ことを痛感されました。ぜひこうい

問題は解決してもらいたいということ

を私にも再三お諭かございました。東

京方面より進むに、關西方面にござい

問題が最近非常に多く出ておると

す。

○辻武壽君 表立たなくても、実際に

はこういう問題は陰の方で非常にたく

さん起きていますね。それはやはり早

く都市の分散政策を私はとるべきじゃ

ないかと思うのです。

次に二百六十二条の二について境界

線の問題でお尋ねしますけれども、境

界線の標識ですね、立て札とか、ある

いはそこにある石というようなもの

を取り除いても、その境界を認識する

ことがあたわざるに至らしめなければ

それは罪にはならないわけですよ。

ね。

○政府委員（竹内秀平君） その通りで

とちいます
ついでに

てあつて、三つばかり取り余かつて七

つ残つてゐる。あるいは五つはな

卷之六

なつてしまつたが、あと半分は残つて
おる。五つ取り除いたものについて
は、これは罪人にはするわけにいな
いわけですね。

○政府委員(竹内寿平君) 二百六十二條の二としては、かりに十ある石のうちで、五つ六つを取り除きましても、境界線を認定するのに支障のない程度のものでございますならば、二百六十二條の二としてこれを処罰することはできないのでございますけれども、その境界標になっておりました石を棄損してしまつて、こわしてしまつたというようなことがありますれば、現行法の器物損壊罪ということでこれは処罪できます。

○武甕壽君 次に、小さい堀をもつて境界としているとぶのようなそういう境界がある場合、大水が出てそれが變つてしまつた、どつちかへ片寄つてしまつたという場合には、もとのところを、ここまで流れていたのでからこまでおれの領分だ、いや堀が領分だからここがおれの領分だと争う場合には、何を基準にして判定していくわけですか。

○政府委員（竹内寿平君） これは二百六十二条の二の問題ではございませんで、その場合にはやはり民事訴訟によりまして境界を確定してもらうほか仕方がないと思います。

○**武蔵壽君** 次に、二百六十二条の二項の「認識スルコト能ハザルニ至ラシシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以テ罰金ニ処ス」ということは、過酷でないという根拠、もう一べんはつきりとお伺いしたいと思います。

○政府委員（竹内寿平君） 現行刑法の二百六十一条、これは器物損壊の規定

でございますが、これを損壊した者は「三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金」と、こうなっております。この罪とこのたびの二百六十二条の二の罪とを、実質的に比較をいたしてみますと、二百六十一条の罪は親告罪にもなっておりますように、その器物そのものもの効用を失なわせる罪でございますして、その器物に対する所有者、管理者なりの法益を侵害する罪でございます。そ

れに反しまして、境界損壊罪の方は、境界になつております器物そのものを損壊するといふだけじゃなくて、その器

○辻武壽君 奇數でなくちやならない
という何か根拠がありますか、それは
ないのですか。

○政府委員（竹内寿平君） それはただいま申しましたように別段根拠はございませぬ。ただ三年よりも重い刑を法

う規定はございません。

○委員長(大川光三君) この際委員の
異動について御報告申し上げます。本
日付で平井太郎君、植竹春彦君、津
島壽一君、林田正治君、亀田得治君、
宮澤喜一君が辭任され、徳永正利君、
西田信一君、田中茂穂君、石谷憲男君、
江田三郎君、小山邦太郎君が補欠選
任されました。以上であります。

○委員長（大川光三君） 他に御発言はございませんか。——他に御発言がないようでしたら、特に委員長から二、三の質問をいたしたいと存じます。

御承知の通り新たに不動産侵奪罪及び境界毀損罪を設けようとする本法律案につきましては、すでに委員各位より非常に御熱心なる質疑が行なわれ、政府当局よりきわめて懇切丁寧な御答弁があったのでございますが、なお残る数個の疑義がございますので、最終的に意見を伺いたいと思います。

その第一点は、過般発表されました改正刑法準備草案によりますと、御承知の通りに不動産侵奪罪及び境界毀損罪を規定いたしております、本改正案と同趣旨の改正準備がされております。

な。質問の要点を全部先に申し上げますが、第二点といたしまして、本罪の規制の限界をどこに置くかという問題であります。先ほども辻委員から御質問がありましたように、「土地ノ境界ヲ認識スルコト能ハザルニ至ラシメタル」という、その境界認識不能というものは、どういう状態をさすものであるか。

第三に、これも先ほど辻委員から御質問がございましたが、たとえば境界用のくいを抜くことによって直ちに境界毀損罪が成立しないような場合に、その後時間的経過や風水害等によって土砂が流れ込んできて境界が不明になったような場合には、本罪の成立についていかに考慮すべきかという点であります。

關係については、舊承知の通りに、境原
いまつは、
關係について民事事件として係争中
に、これに関連して刑事事件として本
件の条文を理由に告訴が、発かる場
合は場合が予想されず、かかると
合に刑事手続を進めるといふことは、
往々にして民事關係の紛争解決に影響
を及ぼす場合があると考えられます
が、特に刑事事件の取り扱い上考慮す
べき点はないかという点について伺
います。

なお、先般高田委員から本案件に關して御質問のありました法律扶助制度の関連して、高田委員の御質疑の線に沿うてこの機会に御説明をわすらわたいと存じます。

○政府委員(竹内寿平君) 御質疑の第一点でございますが、今回刑法改正準備会から発表になりました準備草案によりますと、今回御審議をいただきたいおります二百三十五条の二に相当い

たします不動産侵害罪及び二百六十二条の二に相当いたします境界毀損罪の規定が置かれております。この草案の基礎になりました昭和十五年発表になつております改正刑法草案には、委員長御指摘のように、二百三十五条の二に相当する不動産侵害罪の規定が見えないのでございます。しかしその間にどういふ考え方の相違があつたかという御質疑でございまして、私どもの理解いたしておりますところによりまして、この昭和十五年の仮案におきまして、実は不動産の侵害を罰するといふ建前になつておりました。従いまして、考え方におきましては、今日の草案と少しも違つておらないといふふうに考えるわけでございまして、それじやどうしてこの侵害罪の規定を置かずして不動産の侵害行為を罰するに考へておつたのかという点でございまして、その当時私どもの手に残つております刑法改正起草委員会記事誌という、これは古いものでございますが、こういうものを私どももたまたまお預かりしておるわけでございまして、この記事誌によつてその当時の審議の模様を調べてみますと、仮案の四百二十条は物盗の規定でございまして、「他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盗ノ罪」今の二百三十五条の規定と同じでございます。この物盗罪には不動産も入るのだという考えを當時持つておつたようでございまして、當時不動産物盗罪について特別な規定を設ける必要はないのであつて、むしろ問題は、この犯罪の成否に相当疑問がありまして、今でも疑問があるわけでございまして、いゝゆる使用窃盗といふものについて手当をする必要があるといふの

で、特にこの四百二十二条を設けまして、「一時ノ使用ニ供スル爲他人ノ財物ヲ不正ニ取去リハ擅占シタル者ハ」ということで、使用窃盗のある特定の類型のものを犯罪とするといふ四百二十二条の規定がございまして、で、この兩者によりまして、まず不動産の窃盗は四百二十条の窃盗罪の中に入るが、さらに広く不法占拠のようなものを四百二十二条で取り締まる、こういう考え、私はこの考え方は、今まで窃盗罪について不動産は入らないといふ五十年來の法律的慣行がございまして、で、当然この窃盗罪の規定を設けて二百三十五条の中に入るのだという解釈をとります當時の仮案の考え方といふものには賛意を表しかねるわけでございまして、この仮案の審議の過程におきましては、この窃盗罪の中には不動産も入るのだという支配的な考え方であつたようでございまして、そういたしますと、この四百二十条並びに四百二十二条の両方の規定からいたしまして、ただいま私どもが御審議をお願いいたしております不動産侵害罪並びにそれよりも広い不法占拠のある特定のものを含めてこの仮案は考へておつたといふことにならうかと思ひます。そういたしますと、条文こそさういふ姿のものはありませんが、考え方におきましては、仮案におきましてもすでに不動産物盗を取り締まつていこうといふことがうかがわれるのでございまして、第二点の二百六十二条の二の不能ならしめたという認識の点でございまして、これは絶対的に不能といふことでなくともよろしいのでありまして、これはまあ社会通念によつてこの不能の

程度はきまつてくるわけでございまして、他の何らかの別の証拠によつてでなければ確定することができないような状態にまで不能の程度がいつておれば、この場合には不能に至らしめた、こういうふうに認定して差しつかえないのじやないかといふふうに考える次第でございまして、それから第三点の風雨その他外的な事情と相まつて不明になつてしまつたような場合には、初めくいを抜いたといふ行為と、それにプラスして風雨その他の外的事情で加つた場合にどういふ責任関係になるのかといふ点でございまして、本人の犯意と因果関係の問題、この二つを考慮に入れないで、この問題は解決できないと思つたのでございまして、くいを引抜いたといふ行為、それからあとは自然現象でございまして、もしこのくいを引き抜いて、ちやうどこれは二百二十日とか二百二十日という時期であるから、ここで一本くいを抜いておけば、あとは自然現象を利用して境界不明に至るであらうといふような犯意のもとに、くいを一本引き抜いた、自然現象を予定して、その結果所期の目的を達成したといふような事実関係が認め得るならば、そのくいを一本引つて抜いた行為が相当因果関係があるといふことと、不明ならしめたといふ行為に当たりますかと思ひますけれども、一般的に申しますならば、くいを一本引つて抜いただけでは犯罪は成立いたさない、こゝういふふうに考えるわけでございまして、

それは第四点でございましてけれども、民刑の事件の取り扱いについてこの考え方ではございまして、この点は学問的にもいろいろ議論の存するところと、刑事判決と民事判決とを刑事判決とが事実認定にどういふ影響をお互いに持つものであるかといふ学問的な問題にからむわけでございまして、けれども、極端な説をなす者は、もう全然これは兩者関係ないんだといふことで、さういふ説をなす者もございまして、さういふ説をなす方によれば、これはもうほとんど問題にならないうのでございまして、従つて、刑事の方では有罪と認められる行為が、民事では逆に被告の方が勝つといふような結果にもなり得る場合があると思ひます。しかし、現実の姿は、御承知のようににそんな極端な考えを持つておるものではないでございまして、この民刑がお互いに影響し合うといふところに微妙なものがあると思いますので、この刑事立法をいたします場合に、事、民事と関係のある事項、たとえば境界を不明にするとか、あるいは不動産を侵害する、占有するといふような問題は、非常に民事に影響するところが少なくない。微妙に影響するところがあるわけでございまして、その点をよく考慮いたしまして、犯罪の類型、これを定めます場合に、民事に影響を与えないような配慮をすべきだと考へます。さういふ意味におきまして、不動産侵害罪といふのは窃盗的な類型である、こゝういふ形を貫いた次第でございまして、この点におきましては動産の窃盗と同じでございまして、民事、その点に紛着を生ずるといふことはございせん。それから、不明確にするといふ罪の方に、民事裁判によつてこの境界がきまるわけでござい

いたします。この真実の境界、こゝういふものは民事裁判の結果きまつてくることとでございまして、刑法が保護しようとするものは、さういふ真実の境界を一応直接目的としてゐるのじやなくて、ありのままの姿の境界といふものを一応保護してゐるといふことでありますから、その境界が将来問題になりまして民事裁判になりました場合に、その一応の境界が保護されておつたといふことは、少しも民事裁判に影響を与えるものではございせん。私が前にも申しましたように、むしろ、それは民事裁判で実体的な境界を定めます場合に、いろいろな裁判所並びに関係当局、関係者の考慮の参考資料、有力なる参考資料にはなる事項でございまして、それはそれなりに保護していくといふ必要がある。むしろ、民事訴訟にさういふ意味におきましては貢献するとは思ひますが、そのために民事訴訟が影響を受けたり、あるいは民事裁判官が、さういふものを保護してもらつたがために裁判がしにくくなつたといふような性質のものではないといふふうにまあ考へておるのでございまして、最後に、前の委員会で高田委員から御質疑を受けまして、資料を持つておりましたために答えがでなかつた点をお答え申し上げたいと思ひます。それは、法律扶助の制度の運用の状況でございまして、法律扶助の制度は、昭和三十三年の予算で一千万円、昭和三十三年の予算で一千八百万円、本年の三十五年度予算に八百万円、それぞれ予算が入つております。で、三十三年の八月から実施をいたしまして、翌年の三十四年の三月、会計

年度内の一年間——これは少し切れるわけですが、この間に二百五十六件を法律扶助制度によって取り扱っております。それから三十四年度におきましては、四月から三十五年の三月まで、四百二十一件の事件を取り扱っております。それで、古い事件の方——これは出しっぱなしの金じゃございまして、相当な出費は、またこのファンドの中に戻ってくる仕組みになっておりますので、三十五年の予算は八百万円でございますが、現実には千五百万円ぐらいな予算をもってこれに当たるという力を持った八百万円と私どもは理解しております。で、関係当局のお話によりますと、三十五年度におきましては五百件ないし六百件の事件がこれによってまかない得るのじゃないかという、非常に希望を抱いております。で、この扶助を受けます場合はどういふ場合かと申しますと、前回もちょっとその点につきましては触れたところでございますが、第一には貧困者でありまして、生活扶助を受けておるそういう人を第一次的には考えておるようでございますが、第二次的には、生活扶助を受けていないけれども、訴訟を受けることによって毎日の生活が脅かされるおそれがある、こういうような状態の者につきまして、この法律扶助制度を適用していくことなんでしょう。で、あとの場合におきましては、だれがそのそういう貧困状況を判定するかということになりますと、これは委員会が設けられておまして、これは日本弁護士連合会の中に財団法人法律扶助協会というものがございまして、その協会が本部でございまして、

全国の各弁護士会に、四十六カ所に支部が設けられております。その本部、支部を通じて、扶助審査委員会というのがございまして、その審査委員会に申し出がございまして、そこでその人には法律扶助を与えるかどうかというのを審査して決定するという建前になっております。

そこで、高田委員から御質問のありました、不動産を侵奪されたこの人たちは、このリーガル・エイドの法律扶助の適用を受ける中に入るのであるのか、入らないであろうかという点でございますが、私は入るべきだという意見でございます。この前申し上げたのと同じく、この係争の物権——なるほど不動産を持つておるような人は、持つていない人にくらべれば財産家でございますが、しかしその係争の物権が唯一の財産であるというふうに見られる場合は、この法律扶助の適用を受けるという中に入れて取り扱っているようでございます。従いまして、そういう気の毒な方は当然それに入って、法律扶助を受け得る建前でございます。そういう扱いをずっと三十三年以来しておるようでございますが、どういふ理由でございましょうか、この不動産侵奪をされたがために不法占拠をされたために困つておるというところで法律扶助を求めてきたという案件は一件もないやうであります。この点は啓蒙宣伝と申しますか、そういう点も足りない点もあるかと思ひますが、なお、私どもの方から、こういう場合入り得るのだというところで、もしそういうことが泣き寝入りをしておられる方がありますならば、この法律扶助制度によって救い上げていくと

いうことが必要じゃないかというふうな考えでおる次第でございます。

○高田なほ子君 一点ちよつと関連してお聞かせ願いたいんですけれども、不動産侵奪という判例は今までもなく、またこの経過の中でそういう御説明があつたわけですが、ないが、しかし昭和十五年の刑法改正の仮案の中には、不動産の窃盗罪と正しいのは成り立ち得るという解釈をとつたんだ、こういうような御説明があつたわけですが、御説明の中で非常に疑問に思ひましたことは、この改正刑法仮案の中に「一時ノ使用ニ供スルヲ他人ノ財物ヲ不正ニ取去又ハ擅占シタル者」というふうな仮案の中にも出ておるやうであります。この改正仮案では、いまに占領したというふうな言葉は、元來不動産についての用語でございまして、それがどういふ言葉に、不動産窃盗罪が客体として考えられるのに、なぜ先ほどの御説明のように、不動産窃盗罪というものは成り立ち得ないという結論を出されたかということについて、どうも納得がいかない。

○政府委員(竹内寿平君) ごもつとも御質疑でございます。この仮案は、御承知のように、その当時の有力な学者がすべて委員になつておられますけれども、中でも牧野英一博士が、この仮案の作成にあたりまして、非常に有力な発言者になつておられるようにこの日誌から見られるわけでございます。牧野英一博士は、この議場で御説明申し上げましたように、明治四十年來今の刑法が施行されて、二百三十五の今の刑法の解釈として、二百三十五条の中には不動産が入るんだという解

釈を終始とつておられる学者でございまして、そこで、牧野博士がこの仮案を作る際に、自分の考え方が強くこへにじみ出ておるのでございます。そのいきさつにつぎましては、この議場で御説明申し上げた通りでございます。

しかし、私どもが心配いたしますのは、法律を何ら動かさないで、この二百三十五条の財物の中に不動産は入らないというのには、なぜ入らないかといえ、(「窃取」といふ構成要件から、それは動産だけを含んだというのが諸外国の例になつております。日本の裁判例がそういう態度をとつてきたものでございまして、五十年間そういう扱いで今日までございました。そこで、同じ条文で今後はそれは入るんだということをいうことは、これはもう私どもの法的な安全と申しますか、刑法の罪を、解釈論によつて将来は罰するんだというふうにしなすことは、どういふも刑事立法の建前としましては、どういふ規定を設けることによつて罰の意味を明らかにしていくのが刑事立法の態度であらうかと考えております。そういう意味で、この仮案はそういう立場をとりましたけれども、私どもとしては、この仮案の態度には賛成できないのでございまして、仮案の態度を、もし具体的にそれじゃどういふふうにしなうかといふことを示せといえ、事のせひはいろいろ御議論もあらうと思ひますが、今回の改正案のように、不動産侵奪罪という新しい規定を設ける以外に方法はないというのが私どもの結論でございます。なお、この

四百二十二条は「他人ノ財物ヲ不正に取去又ハ擅占」と、こうあります。で、「擅占」といふ言葉が、いろいろや

はりこで議論されておりましたが、これはまあ不動産を指すんだということ、これは明らかでございますが、擅占といふのがいかにかという点で、まあ非常にいろいろな古い語源などを持ってきて議論したのがこの日誌の中に出ております。要するに、その言葉の意味からいいますと、不動産を占領する、占拠するといふ意味でございまして、一時使用のために占拠する、こういう構成要件。そういうたしめると、かなり広い不法占拠を、軽い刑ではあります。罰しようとしていふことと、四百二十二条の規定は、私どもの現在の法律生活には必ずしも適合しないんじゃないかといふふうにも考えておるのでございます。法律解釈としましては、今申し上げましたように、古い時代から窃盗罪の中に不動産も入るといふ一部の学説がありましたが、これは事実でございまして、現在そういう学説を唱える方がだんだん多くなつてきたことも事実でございまして、同時に、刑罰を執行して参ります裁判、檢察の実務の面から申しますと、いまだかつて一回も窃盗罪の中に不動産を含めて処罰をした事例はございません。従いまして、判例もございまして、二百三十五条の中には不動産を含まないと判例が確立しておるといふふうには申し上げるはかばかしいわけでございます。

○高田なほ子君 法律というものは、国民の要求に強くこたえるということ、これが大切だろふと思ひます。今の

局長の御説明は、法律論としてはわかるわけですが、実社会では、不法に自分の不動産を占拠、侵奪されたものを、直ちに解決してもらいたいという要求が非常に強いわけですね。この強い要求に対しては、不動産に対しても窃盗罪というものを適用すれば、これは検察陣でも起訴する態勢ができるであらうし、また警察官自体も、民事だ民事だといって、ただ困っているのをかまわないで放つばかりして置かないでも済んだんじゃないかという気もするわけです。だから、何も新しくこういうものを設定して、そうして不再理の原則で現在のものを救済し得ないというやり方に対しては、どうも今の御説明を伺っても納得できません。

○政府委員(竹内寿平君) 刑法は、刑法の機能と申しますか、これにまあよく教科書を読みますと、冒頭に書いてある言葉でございしますが、刑法は、犯罪人のマグナ・カルタであるというふうに申しております。同時に、刑法の原則としましては、罪刑法定主義といつて、罪も罰も法律でしつかりと定めておかねばならぬ。そうしてその適用は、将来に向かってのみ適用があるのであって、過去にさかのぼって適用すべきものではないということ。

それから第三には、類推解釈も許さない。それほど人を罰しようとする場合の刑法でございしますので、はっきりとして、罰すべきものは事前に国民の目に提示して、そうしてその法律が施行された以後、正条に基づいてやる。しかし、その解釈というものは、拡大解釈は許さないとか、あるいは類推解釈は許さないということが、この刑罰法

規の機能といたしまして、これはもう内外の学者のひとしく認めるところでございします。ただいま国連の人権セミナールがございしますが、刑法における人権保障の機能をどう理解するかというようなことが今議題になっておりますが、この人権保障の機能という、この刑法の機能を私どもとしては無視するわけには参りませんので、はなはだかた苦しい御説明を申し上げるのでございしますけれども、刑法におきましては、時代に応じて今まで解釈上入らなかったというのを、必要があるから入ることにしていくというふうな運用は、私どもとしてはすべきものではないというふうな考えでおるのでございします。

○委員長(大川光三君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○高田なほ子君 私日本社会党を代表いたしました。刑法の一部を改正する法律案に対して反対の意見を表明するものであります。

反対の第一の理由は、戦後の混乱の中から必要悪として不動産の不法占拠、そういうものが継続的に行なわれてきたわけでございしますが、この種の不法占拠が必要悪として今日まで助長されてきた、このようなことについて、これはいかに抗弁しようとも、当

局の政治的な貧困あるいは怠慢、こういう点がまず指摘されなければならぬと思うのです。本法はこうした現状を直ちに打開することができない。それはしばしば当局から説明があったわけでありすが、不適及の原則を確立するというような立場に立って、将来に向かつて本法が適用されるのだというふうなことで、現在社会が強く要請している国民の声にこたえ得ない、こういう点においても私どもは大へん遺憾の意を表するわけでございします。しかし、本法が国民に対して法秩序の意識を植えつける、このように説明をされております。また民事救済が本法の制定によって促進される機運を作ることになるとも説明をせられております。

私どもはこの説明を了とするものでございしますが、ただ単に本法を制定して、現在の社会悪を打開するということができない限りにおいては、むしろ民事訴訟の面においても、資金の不足から訴訟手段に訴えて権利を回復する道を持たないという人たちが、あるいはまた公訴期間が今日まで非常に長引いて、民事的な解決ができ得ない、こういうような点については、特に具体的に裁判機構の整備促進、こういう面においても積極的な手を打たなければならぬと思うわけであります。

さらに賃借中に明らかにされましたように、法律扶助制度が設けられてから、これを利用する面も非常にふえ、特に三十四年度から三十五年度に至っては、四百二十一件という多きにわたる件数が本制度の適用によって解決せられておるといふことでございしますが、当局の御説明にもありますように、生活保護を受けていない、いわゆる貧困

者でない、あるいはまた特に権利侵害の度合いが強く不安定なもの以外に、権利回復にはなだしく困難を感じる一般の者にも、この制度が適用されるというものであれば、ますます本制度の活用について十分なPRをして、泣き寝入りの現状を打開するというような方法が講じられなければならないと思うわけであります。

なお賃借中に明らかになっておりますように、私どもの立場といたしましては、何もこの法律を新たに設けなくとも、刑法の二百三十五條の解釈論として、不動産に対して窃盗罪が成立し得る、こういう見解をもつておるわけでありすが、不動産をもつて窃盗罪の客体となり得ないという明文はどこにもございしません。また幾多の判例によりまして、単に所持の移動をもつて窃盗罪が成立し得るというふうな点にも見られるわけであります。さらに、不動産窃盗の成立を現行刑法の解釈論として認めるべきではないか、このように観念に立つわけであります。

さらに実社会の要求は、将来そのものよりも、現在の社会悪に対して即応する態勢を作ってもらいたいという強い要求があるならば、不動産の侵奪行為、あるいは本法で規定する不法占拠等について、当然不動産窃盗罪をフルに活用して、社会悪をなくするといふことのために即応した態勢をとるべきではないかと、このように考えるわけでありします。

第二の問題は、本法の運営にあたつて特に銘記すべき点を申し上げるわけであります。これは政府当局からもただいま御説明があったように、刑法の運営にあたつては、拡張解釈、ある

いは類推解釈というものは厳に慎まなければならぬ、これは厳重に注意をしなければならぬ、私どもも全くその通りだと思つております。そこで賃借中に私どもが問題といたしました点は、一時使用の場合は、争議行為等の場合一時使用したというふうな場合は、領得の意思がないと見て、本法は適用しないのだという政府の見解が表明せられております。また争議行為のすわり込み、これなどは領得の意思がないという見解に立って、本法の適用はないのである。また生産管理等についての判例などを見ても、生産管理中に物を持ち出した場合に、窃盗の意思がないと、こういうふうな場合に、本法というものは適用されるものではない。またシット・ダウンの場合に、不法領得の意思はあろうないわけであるから、本法の適用がないのだ、このよう政府当局の説明があったわけでありすが、私どもは本法の運営にあつては、政府当局の言われるよりも拡張解釈、あるいは類推解釈というものがなされないようにということを、特にこの際、主張せざるを得ないわけでありします。

さらに、私ども反対理由としてあげなければならぬ点は、今回の改正の中に盛り込まれております二百六十二條の二の問題であります。この問題について、私どもは修正案を用意をいたしておるわけであります。この修正案を朗読いたしたいと思ひます。

刑法の一部を改正する法律案に
対する修正案

刑法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三部 法務委員会会議録第十九号 昭和三十五年五月十二日【参議院】

第二百六十二条の次に一条を加える改正規定を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

以上の修正案でございませう。

修正の理由につきましては、刑法二百六十一条の器物損壊罪で十分目的を達することができ、本法の規定する器物損壊の条項がそれぞれあつておられますが、「境界標ヲ損壊、移動若クハ除去シ」このようにあつておられるわけでありませうけれども、これは、いづれも器物損壊罪に該当するものであつて、新たにこのようなものを設ける必要はないというところが一つ。

もう一つは、政府当局の説明では器物損壊という見解ではなくて、境界そのものを不明にするので、個人的なものではなく、毀棄罪のような軽いものではない、もっと重いものである。従つて、これは親告罪からはずして、非親告罪として重い刑に課さなければならぬ、このような説明が加えられたわけでございます。しかしながら、各国の立法例を見てもわかりますように、不法領得の意思をもつて境界を不明にならしめた場合に罰するということは、諸外国の例に明らかでございますが、不法領得の意思のあるなしにかかわらず、行為そのものだけでこれを罰する、しかも体刑五年というきつめて重い罪刑については、世界類例のない無類の悪法として私どもは反対せざるを得ないわけでありませう。

次に指摘しなければならぬことは、安保条約改定にからみ、軍事基地の提供義務というものが一そう強くしられるわけでありませう。これらの社会情勢から考へて、目的を持たない行為を

のものだけで罰するというやり方は、この軍事基地提供の義務を負わされたわが国の現状にとつては、きつめて重要な改正案として、私どもはこれを監視せざるを得ないわけでありませう。

以上の観点から、私どもはこの修正案を提出いたしまして、本法に対して遺憾ながら反対の態度を表するわけでありませう。

以上であります。

○赤松常子君 私は民主社会党を代表いたしまして、本法案に賛成いたしかねるものでございませう。

その理由は、重複を避けまして、簡単に申し上げたいわけでございますが、刑法に触れます犯罪の多くは、資本主義の欠陥からくる犯罪が多いと思つてございまして、申すまでもございませうが、土地を多く持つてゐる人もございませう。ところが、住むに家を建てる所もないような、そういう持たない人もたくさんございませう。また、財産をたくさん持つてゐる人もある、また、その日の生活に困つてゐる、こういう富の偏在から刑法に触れる犯罪というものが醸成されるわけでございます。そして、今日の現状において、この本法案に盛り込んでおられる改正の科刑というものが非常に冷厳である、重くなり過ぎている、重いと申すことにしまして、私どもどうも了解できない点が第一でございます。

それから第二は、今申します私ども修正案は、科刑を軽くしたいという改正案を出すつもりでございますが、しばしば論議になりましたように、動産、不動産に対する科刑の判定というものが、どうも私どもは納得いかなう。動産、不動産に対する価値判断と

いうものを、私はまた別の角度から見まして、動産がこうであるから不動産もこうだという、そういう簡単なきめ方に同意したい点を私ども申し上げたいと思つてございませう。

それからまた、今御質問申し上げましたように、裁判官の裁量の幅があまりあり過ぎて、そのときどきの何か考へて、悪く言えば量が重くなつたり軽くなつたりということは、国民にとつて非常に私には不利益を与えるものだ、こういう観点から、こういう改正には賛成しがたい。

以上簡単に申し上げました理由から、わが党は次の修正案を提出いたします。まず朗読いたしますが、

刑法の一部を改正する法律案に対する修正案

刑法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二百三十五条ノ二の改正規定中「十年以下」を「五年以下」に改める。

第二百六十二条ノ二の改正規定中「境界標」を「他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ境界標」に、「五年以下」を「三年以下」に改める。

以上がわが党の修正案でございませう。

簡単に理由を申し上げますが、もうこれは先ほど申し上げた理由ではほぼ尽きてゐるのであつて、十年は重過ぎるのでこれを五年以下に改めたい。それから、境界標の上に「他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ境界標」という文字を挿入したいのでございまして、これは言ひまでもございませう。私益犯罪に對する規制でございませうから、「他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ」というふりに入れた方が、よりわかり、より親切であらうかと思つてございませう。それから、同様に、刑が五年といふことも重過ぎるので、これを三年以下に改めたい。

これがわが党の改正点でございませう。以上でございませう。

○後藤藤雄君 私は、自由民主党を代表いたしまして、政府提出の原案に賛成し、日本社会党並びに民主社会党において提出されました修正案に対して反対の討論をいたします。

御承知の通り、財産権は動産でも不動産でも、憲法によつて保障されておるものでありますが、そのうちで動産に対する占有を侵害する行為につきましては、窃盗罪として処罰をされておるのでありますが、不動産に対する占有の侵害については、今まで処罰規定がないのであります。同じ憲法で保障されております財産権に對して、非常にこれは不合理だと思つております。動産に對するところの窃盗罪が、不動産に對して適用があるかないかという点は、先ほど来いろいろ議論されておつたところでありませうが、私どもは不動産に對しては、やはり適用しないものといふふうに解釈することが正しいことである、そして今まで数十年來、不動産に對しては窃盗罪の適用がなかつたわけでありませうが、やはりこれは新しく不動産に對する侵奪罪の条文を設けることが、私は最も適當だといふふうに考へます。また、正当な理由がないのかかわらず、土地の境界標を損壊し、または移動して、土地の境界を不明にいたしました場合においては、これに對するところの処罰規定が今日までないのであります。しかしながら、これもやはり私は、これを処罰することの法律を設けてございませう。それから同様に、刑が五年といふことも重過ぎるので、これを三年以下に改めたい。

以上でございませう。

○委員長(大川光三君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大川光三君) それでは、これより刑法の一部を改正する法律案について、採決に入ります。

まず、討論中にありました高田君提出の修正案を問題に供します。

高田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大川光三君) 少数でございませう。よつて高田君提出の修正案は否決されました。

なお、当局としては、法務省より、井野法務大臣、関次長、倉井警備第三課長、金井人権擁護局調査課長が出席されております。

組合を調べるとかあるいは思想問題の調査ということになりますと、もちろん遺憾な点でありますからして、事実関係がどうなっているかという点も

りようなことが出たそうであります。そこで何とかして共産党が大いに支持し、そして強調し主張し、大いに一般にそりうことを宣伝しようという、

先生の方から差しつかえない、いらっ
しゃいというようなわけで、四月の二
十三日でしたが、そこへ伺ったのであ
ります。伺って、そして教員室から化

教員の思想調査は行なつておられないようであるといふような概括的な御答弁があつたようであります。しかし、どうも事實は御当局が考えておらる

のとは若干違つておるよりでありま
す。この本田先生は、昨年ソ連の何か
懸賞募集なんかあった、その懸賞募
集に応じられて論文を出された、その
論文に対してスプートニク・バッジと
いうバッジが賞品として送られてき
た、ところがこのバッジは、日本でも
持つてゐる方が三人くらいしかおらな
いという大へん貴重なバッジであつた
そうですが、不幸にして九月に人込み
の中でこのバッジを失つた、そこで何
とかしてこのバッジがかわりにもらえ
ないものかということ、モスクワ放
送局にかかりを送つていただきました
ということを手紙を出した。そうしま
す、モスクワ放送局では十二月に入
つてからこのバッジを送つてよこして、
またソ連の事情についていろいろ聞
きたいことがあるならば質問をしてい
だいてけっこうですという親切な手紙
を添えてバッジが送られてきた。そこ
で本田先生は、かねがね歴史教育を専
攻されている先生でありまして、ソ連
の歴史教育というものについて非常に
学問的な興味をお持ちになり、いろ
いろソ連の歴史教育の基準、あるいはソ
連の歴史教育における評価、こういう
問題等について知りたいということ
を重ねて放送局の好意に対して申し送
つたところが、放送局は日本向けの放
送で、あなたの質問について回答をい
たしましょうということ、モスクワ放
送局から、電波を通じて回答があつ
た、これは事実のようであります。今
の御当局からの説明によりますと、や
ぶから棒に、ソビエトから直接いろ
いろな指導を受けたというふうに解釈を
しておる模様であります、そうでは
なくて、本田先生が、歴史教育の基準

とか、評価とか、そういうものにつ
いて、ぜひ知らせてもらいたいという
、そういうことに対して、放送によつて
答えたということであつて、どうもや
ぶから棒にソ連から指導を受けたとい
うことは、いささか趣が違ふというこ
とが一点であります。こういうよう
な事情だとするならば、これはあくまで
憲法に保障されたところの学問の自由
であり、広い意味における文化の交流
が電波によつて行なわれたということ
は、これは何にも疑問のないところ
で、これまでもが非合法活動だとい
ふふうにも解釈をするならば、これ
を私は当局の行き過ぎであり、これ
を学問の自由を侵害するものだと思
ふ。特に法務大臣もお聞きいただき
たいことは、岸首相は、しばしばソ連
に対する敵視政策はとつておらない、
こういうような観点に立つて、どの国
に対しても文化交流というものは十
分に行なわなければならない。学問の
研究等は、もちろんこれは文化交流
の中に入ることでございますから、こ
れは岸さんの言う、ソ連に対する敵視
政策がとられていないというのであれ
ば、こうした専門的な、モスクワから
の日本向け放送を私はこれをキャッ
したからといって、また、このことを
尋ねたからといって、何れこれが共産
主義活動の範疇に入るものではないと
いう観点をとつてゐるわけでありま
す。私の観点に対して、これは法務大
臣の御見解をわすれずとも、公
安調査当局も、私の見解に対して、誤
まりがあるとするならば、また御意見
を聞かしていただきたい。この点を一
つお尋ねいたします。

○国務大臣(井野碩哉君) 私もこの事
件につきましても、公安調査庁から報
告を受けまして、まあ今の公安調査庁
次長の御答弁のような事情であれば、
別に個人を思想的に調べる必要はない
のであります、公安調査庁の調査官
の報告書を見ると、何かソ連から放送
して、それをレコードにとつたという
事実があつたものですから、何か日共
関係と関係があるのじゃないかとい
う気持からあるいは調べに行つたのじ
やないかと思ひますが、その結果は話
のうちに、こちらから歴史的な指導方
針を質問して、それをソ連が放送を
もつて答えたというのであります、
それで直ちに日共活動だとは私も
考えておりません。従つて、ソ連に学
問的な自由な質問をすることはこれは
もちろん差しつかえないと思ひます。
そういう点について、今の高田委員の
御趣旨、御所見と私は全く同一でござ
いますから、決してソ連を敵視してど
うなんという、そういう考えは今の政
府におきましては毛頭持つておりませ
んことを明瞭にお答え申し上げます。
○政府委員(関之君) 大臣の御答弁を
いただいた通りと私も考えておりま
す。本田先生がそういうふうにして向
こうにいろいろ御質問をし、向こうか
らいろいろな話があつた。これももちろ
ん研究、学問の自由と思ひます。た
だ、私が申し上げたいのは、その内容
自体を共産党が取り上げてまして、そ
うして共産党の勢力拡大の一つの方法、
あるいは浸透の一つの方法として取り
上げるという段階になりますと、ど
うも私どもとしては、共産党の全体の
動きを調べなければならぬのでありま

すから、その意味で、実は調べざるを
得ないことがあるのであります。それ
で本田先生を調べるのも、先生を調べ
るというよりは、むしろ先生からお話
を伺いたい、どういふような内容を一
体録音されているものであるかとい
ふような、こちらからいへば共産党が非
常に有効適切な方法であるといつて強
調している内容は、どんなものである
か、お話を伺いたいというのがまあ話
の筋になるわけでございます、どう
かその点を一つ御了承いただきたい、
こう思ふのであります。
○高田なほ子君 御了承いただきたい
ということですが、重ねて大臣
に私はお尋ねしたいわけですが、大臣
の御主張は私の主張と全く同じで、こ
れは当然そうしなければならぬはずで
あります。しかし、どうも当局からの
説明を聞くと、ソ連から放送されたも
のを録音したということに対して
、非常に疑問を持つてゐるようなお
話なんです。私はソ連から放送した
ものを録音したからというそのことに
対して、すぐと疑問の目をもち、い
ろいろソ連から放送されるだろうと思
ひますが、それを録音したもの、い
つでも調査の対象になり得るものかど
うかということが疑問として一つ残
りわけです。これが一つです。
それからもう一つは、電波によつて
学問上の問題を交流したということ
は大へん有効適切であつたという、こ
のことは共産党が強く評価したこと
について、これはおかしいというふう
に言つておられますけれども、共産党
がそういう評価をしようがしまいが、私
は電波という近代のものを使って学問
の研究上の問題をお互いに広く交流し

得るといふこの方法こそは、きわめて
近代的なものであつて、私どもとして
もこういう問題は大いに歓迎したいと
ころです。なぜ共産党がこれを高く評
価することが悪いのか、その点を尋ね
たい。
○政府委員(関之君) すべて録音した
事実、それだけで調査の対象になると
は私ども考えておりません。いろん
な内容に対して、総体的な関係でその録
音の内容を伺うということも必要が出
てくるかと思ひます。
それから次の問題といつたしまして、
共産党が評価したということは、それ
で調査の問題が出るかどうかというの
ですが、どうもこれは私どもの今の保
護法に基づく共産党を破壊容疑団体と
考えまして、その各種の行動、特にそ
の勢力伸張ないしは影響力の浸透とい
う点を考えてみますと、共産党が非常
にこれは有効適切な方法だ、こういう
方法を大いに強調し、そして多くの
人もそういう行動をやるようにしなけ
ばならぬ、こういうふうに宣伝した、
こういうことを言つております。その
内容はどういふことであるか。これは
疑いもなくやはり共産党の勢力浸透、
あるいは拡大の一つの方法として取り
上げられてゐるものでありますから
して、やはりその内容はどういふもの
であるかということ、どうも調べな
ければならない、こう思ふのでありま
す。その意味でどうもこれは調べざる
を得ない問題でありまして、そういう
ふうにご問題は考えておるわけであ
ります。
○高田なほ子君 そうすると、どんな
いいことであつても、共産党が強く評
価したことは、共産党の勢力拡大にこれ

が使われるという見解をとって、その評価したそのものについてはいつでも公安調査庁の調査の対象になり得るものなんでしょうか。これはおかしいじゃありませんか。

○政府委員(岡之君) 私はただいま申しました通りに、共産党の勢力の拡大、あるいはその影響力の浸透というものに直接関係のあるものはやはり調べざるを得ないと、そういうふうに申し上げざるを得ないのであります。

○高田なほ子君 モスクワ放送局から放送されるものは、これは全部共産党に關係があるという見解をとっているわけではないでしょうか。なぜこれだけを対象としたのか、どうも私にはわかりません。

○政府委員(岡之君) モスクワからの放送がすべて共産党自体に直接關係があるとは考えられないのであります。關係のあるものもあるし、ないものもある、こう思います。それで申し上げましたのは、調査しようとして北海道の公安調査局が決心いたしましたのは、共産党の一地区の情報として、非常にこれはよろしい方法である。本田先生のこのやり方が非常によろしいものであると出てきた。それが結局共産党活動の上において取り上げられてきた、こういうことになるわけでありまして、そこで調べざるを得ない、こういうふうに考えて調査をいたした次第であります。

○高田なほ子君 私は、ただいまの御答弁は水かけ論になるかもしれません、何度繰り返してしましても、学問の交流、研究の交流、こういうことは基本的にいかなる国とも、いかなる方法においてもこれは盛んに行なわれなければならぬというような観点に立つことが今明らかになった以上は、これはかりにモスクワ放送局を通してきたものであったにしても、あるいは共産党がこれを評価したということだけの理由で、それだけの理由で、この本人を調査の対象にするということについては、はなはだしき行き過ぎではないかという見解を持たざるを得ない。

法務大臣にお尋ねを重ねていたし、すけれども、電波による学問の交流あるいは研究の交流というものは、おそらく私は今後盛んに行なわれてくるだろうと思ふ。また、こういう方法は非常に私にはいい方法だと考えるわけですが、法務大臣は、こういう文化の交流の仕方というものを基本的にどのようにお考えになっておられますか。さらにこの点を確かめておきたいと思ひます。

○国務大臣(井野碩哉君) 文化の交流のために放送を使つていろいろな意見を交換するということは、これはいいことだと思ひます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、そのことを共産党が大きく取り上げていろいろの宣伝等をいたしますと、一応調査官としてはそれが共産活動にどういふ關係を持つかというのを調べざるを得ない立場でありまして、調べた結果、今お話のような事実でございしますから、問題がないということがわかつて、その点は問題にしないということでは、これはあり得ると思ひます。何でも一応は調べてみないと、それがどういふふうな動向かという内容がわからぬものですから調べていただけでありまして、決してそういう共産活動をしてい

るという前提のもとに調べたわけではないのであります。

○高田なほ子君 ここがさつきからひつかかっているところですが、共産党が非常に正しいことであつて、今のうちに、正しいということをおつておられる。しかし共産党が評価したから調べたのだと言ひますが、そうするとどんなことでも、共産党が高く評価したというものは、これはいつでも調査の対象として考えるのかというのを私は聞かなければならない。それはぜひぶんおかしなことじゃありませんか。

○国務大臣(井野碩哉君) それが共産活動と關係ないならもう調べませんが、ありはしないかという疑問を一応持ちまして、内容がわかりませんから内容だけを聞いてみて、内容が何でもないのであつて、むしろ学問の自由であればけっこうなことではございしますから、調査してみたいけれども問題はな

いといつて、何でもなく終わるわけではございしますから、一応調べます。調べると申しましても、何もその人間を拘束して調べるわけではない。ただ行つて、どういふことが放送の内容としてございしたかというのを聞くだけですから、そのくらいのことでは調べても一向差しつかえないのではないかと私も思ひます。

○高田なほ子君 私は公安調査庁の調査権を否定しようとは思ひません。しかし、その調査権にも私は限界があるだろうと思ひます。ただ単に調査権があるからというだけで調査をするというのでは許されないとはいふに考えております。

○国務大臣(井野碩哉君) ところが共産活動と關係するものに対して、初めから共産党が評価しているというふうな理由で、しかも調査官が偽名を使つてまでも、思想調査にわたるようなことをしてまでも調査をするということでは、明らかに私は調査権の逸脱的行為ではないかといふふうに考えるわけでありまして、重ねてくだいようでありまして、共産党がかりに評価したとしても、破防法第三条に規定されている基準といふものをはずしてはならないといふことを私は強く主張するわけでありまして、この問題について調査権の行き過ぎの傾向があるのではないかと、この観点からお尋ねいたしますが、いかがですか。

○国務大臣(井野碩哉君) もちろん公安調査庁の調査官は、ただいまお述べになつたような調査の限界を持つております。ですから学問の自由を侵すような調査をするのは、これはもちろんいけません。今度の事件は、その内容がわからなかつたから、どんなことを放送したかといふことを聞きに行つたといふだけでございしますから、今の限界を私どもは越えているとは思ひません。

○高田なほ子君 もしそうだとするならば、この公安調査官の慶松友良という方が、師範の同窓生であるという、本田先生と同じ学校にいる中村先生という方に対して、高井という自分の部下の公安調査官を紹介した紹介状というものがあつた。すいぶんこれはおかしいというならば、そういうふうな書け

ばいい、ところが紹介状にはこういうふうに書いてあります。これは資料の写しですが読んで見ます。「しばらくです。お褒りありませんか。これを持参する高井君は私のこととして働いてゐる人です。おたくの本田先生のことについて御協力願ひます。最近教員に黨員が増え困つたものです。ソ連や中共より直接指導を受けている者もいます。同期生のよしみで兄に甘えた次第です。慶松友良郎」こういうふうな紹介状から見ても、本田先生のことについてというのではなくて、放送の事情等についてというならば、これは若干話がわからぬけれどもありません。しかし本田先生そのものについていろいろ調べたいといふ。そしてこの紹介状にある通りに紹介状を持って来られた高井武という調査官の方が、中村先生に対して尋ねた話の内容は、本田先生の行動について尋ねてゐる。第二番目に思想はどうかといふような点について尋ねてゐる。さらに組合活動家数人の教師についての動向を尋ねたために、同僚の中村さんに聞かれたので、

いないのであります。それをやつとわかつて、学問の自由の問題であるから問題にしないといふことで、この事件は済むのではなかつたかと私は考へております。

中村先生はどうもおかしい、これは思想調査じゃないだろうかというように疑いを持ったために、話をそらしてしまつたということ、私どものところには資料として報告をしてきていたわけであり、もし限界を守っているというなら、これは紹介状に書いた要件そのもの、本田先生のことについてではなくて、放送のことについて何かというところに書いた方がいいと思います。しかも、この紹介状を、あとで問題になつたものでありますから、この高井というのを調べに来た人は、大急ぎで中村先生のお宅に飛んで行って、慶松氏からの紹介状を取り戻して帰つたという事実があります。正當な調査権を發動するならば、何も私はこんなにあつてゐる必要はないと思います。もつた紹介状を取り戻さなければならぬという理由が私にはわかりません。でありますから、調査の限界というものを越えた行動をしたというところを、自分自身でも考えておられたのではないかと。私は、少なくとも本田氏の行動や思想はどうかというよりなことを、高井なる者が尋ねたという点については、明らかにこれは思想調査をしてゐるのだというふうに考えざるを得ませんけれども、これは放送がどうだったと聞いたのではなくて、思想がどうかであるかということを聞いたのは、これは明らかに思想調査であると思います。行動はどうかであるかということ、行動はどうかであるかということ、明らかに思想調査の中に入るのでないかと思ひます。もしモスクワ放送の内容を聞きたいなら、それだけ聞いた

が重ねて聞きますけれども、本田さんの行動、思想はどうなんだ、さらに重ねて組合活動家数人の教師について、その行動はどうなんだと言ふのは、これは明らかにモスクワからどういふことが放送になつたかというものが目的ではなくて、本田先生の思想そのものを調査する、組合活動家そのものの動向を調査する、明らかに思想調査であるというふうにも考えざるを得ないわけであり、これでも思想調査ではないというふうにお考えになるのですか、また、この高井が中村先生に調査官の調査権の限界であるというふうにお考えになるのでしょうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(岡之君) いろいろたゞま何つた話の内容と、私どもの調査官の申し立てる点と、若干の食い違ひの点もございするが、これは事件の調査の筋というものは、やはり私は共産党のある地区において、例の放送録音について、これは非常にいい方法であるといつて、強調し、取り上げてきた。だからその内容はいろいろあることであるかといふことを調べる、その目的をもつて調べを開始したわけでありまして、特定の本田先生ないしはその他の先生方の思想を調べる、あるいは教組内の動向を調べるというふうなことは、全然意図してゐないのであります。これはどうもいろいろ高井調査官と面接されて、向こう側の先生方のお考えでは、いろいろそのお考えになるようであり、こちらの方

は、私も現地に電話をかけ、あるいは参りましたものをよく調べてみましても、結局どうも筋はそこにあるわけであり、なるほど紹介状の中には、あるいは書かなくてもよかつたようなことを書いてゐるようであり、これは慶松調査官の言ふことによりまして、中村君は、とにかく私と師範時代の剣道仲間で、ごく親しい間柄だ、それで、まあつゝ紹介状には書かなくていいよなことを書いたのだが、趣旨は、要するに高井が行つて頼むから、そのことを一つ君は仲介をしてくれ、ということであり、まあ、問題は一それほど深く問題は考へてゐない、要するに、御紹介をいたしたい、そうしてその録音の内容を聞いてくる、こういうことだつたのであります。そこで、今の高井君が中村先生にいろいろ会つて、若干、本田先生がどうかといふようなこと、そういうことも少し出たかと思ひますが、それをもつて直ちに本田先生自体の思想調査をしたというのではなくて、お話を伺つたり、録音を聞かせていただく可能性があるかどうかという判断をする意味において話をしたということだろ

うかと思ひますが、もちろん第三条の關係でそういうことは厳に注意しなければならぬ問題と考へておりまして、これらの事例を通じて、特にそういう点は注意を厳にいたさうと思つてゐる次第でございます。

○高田なほ子君 あげ足をとるわけではありませぬけれども、思想調査といふものは非常にデリケートな形で行なわれる。あなたのおつしやつたように一つのことを判断する筋道として、話の途中でもつてそういうことがあつたかも知れない。できる限りそういう思想調査といふようなことは避けなければならぬといふことは避けなければならぬ。思想調査はやるべきものではないといふ見解に立つべきものではないのです。法務大臣は、できるだけ思想調査は避けるべきものだといふのではなくて、思想の自由は憲法に保障された権利でありますから、いかなる方法によつても思想調査はしてならないものだといふ見解に立つべきものだと思いますが、この点いかがでありますか、法務大臣。

○国務大臣(井野碩哉君) 公安調査庁の調査局といたしまして、現在日共關係をいろいろ調べておりますので、事が日共關係に基礎的につながつております場合の思想調査は、これはいたすと思ひます。しかし全然關係のない、何もそういうことのない人の思想調査をするといふことは、これは行き過ぎだと思ひますけれども、そういう点は十分に私どもも注意をいたしたいと思ひます。

○高田なほ子君 日共につながつてゐる者は、これは思想調査をしていいといふのは、どこの条文のどこの条項にそういうことが書いてありますか。

○国務大臣(井野碩哉君) これは破防法の建前上、容疑団体となりますれば、その思想をある程度は調べることであり得ると思ひます。それも行き過ぎであつてはならないことは十分注意してあります。

○高田なほ子君 そうすると、容疑団体である当局が認定した場合は、それでなくても、普通の人でも思想調査を行ない得るべきを与えることになり、これは破防法の精神とは非常に、あくまでも団体等に対する規制であつても、なおかつ個人の学問の自由、思想の自由、信教の自由これを侵してはならないのだということが明記されてゐるわけなんです。私は容疑団体らしいといふようなことで、いやしくも法務大臣が思想調査を行ない得るという見解をお持ちになるということ、非常に私は危険なお考えじゃなかつたかと思ひます。もしお言葉が足りないければ言つていただきたいのです。非常にこれは重大です。

○国務大臣(井野碩哉君) 私は先ほど来お答えを申し上げておりますように、破防法上必要でない調査は、これはする必要がないので、何も關係のない個人の思想調査をする、これは、これは絶対に避けなければなりません。しかし、破防法關係の容疑がある行動でございしますれば、それについての調査は、これはやむを得ません。しかもその限度は、先ほどお話のようにきびしい限界のもとに調査をしておりますか

ら、それを逸脱するような場合には、十分注意しなければならぬと考えております。

○政府委員(関之君) 私からもこの問題につきまして、御参考までにお答えしておきたいと思ひます。大臣が御答弁申し上げた通りと私も思ひますが、第三条の規定と申しますのは、もちろん調査権の一定の範囲、限界を示したものでありまして、私もこれを守らなければならぬことは当然であります。そこで、思想の問題でありますが、これは破壊的団体の構成員ということに相なりますと、もちろんそれは私どもとしてはその行為、行動というものを中心に調べるわけでありますが、その関連におきまして、たとえば共産主義思想というものがその頭の中にあって、それが外形的行動となつて出て参るわけであります。そこでおのずからその面に対しても共産主義の考え方、要するにその思想、理論の問題に展開いたしますから、行動あるいは外形的行為との関連においてそういうことにならざるを得ないわけですが、そういうふうなこの問題は考える。ただ無関係に思想だけを調べるということは厳に慎んでおるわけであります。従つて、先ほど私の申しましたことができるだけというのは、私は言葉は少し足りませんが、考え方はそういうふうな考へておるわけでございまして。

○高田なほ子君 以上の観点から、思想の自由は侵してはならないというふうに御答弁になつていらつしやるわけで、私も了とします。そつだとするならば、本田氏に対する高井何がしの今回の行動というものは、これは妥当を欠くものではないかというふうに私は考へておりますが、人間には、だれしも私はあやまちがあると思ひます。また自分の思はざる誤解を生む場合もあり得るだらうと思ひます。そういうよりな寛容な立場に立つて私はものを申したいのですが、もしかりにこの高井氏が本田氏の思想調査までにもわたるような行動をしたという事になれば、これは当局も十分本人に対して厳重な一つ御訓戒があるべきだと私は思ひますが、この点はいかがですか。

○高田なほ子君 さらにお尋ねをいたしたいことは、これは高井何がしという方は偽名を使って調査をされたようでありまして、調査官というのには偽名を使って調査をしたり、自分の身分を詐称してまで調査をするということ、これは合法的なことであるかどうか、この点についてお尋ねしたい。

○政府委員(関之君) 高井君は本名は高井里、これは郷里の里という字を書きまして「さと」と読むのであります。その場合にはたしか武と名乗つてそういうふうなことを聞いております。その事情はどういうことか、よく聞いてみますと、里というの、これが「さと」と読むかどうかかわからぬし、変な名前であつて、一般的に長い

間、武というふうな名を使つてゐるものであります。それで、たまたまその言葉が出てきた、使つたと、こういうふうにして申しておりました、偽名を——本件の場合に仮の名前を使つたのです、意識的に勝手な名前を使つたといふことはないのであります。姓は正しく高井と申してありますし、名前の方はどうもそういうふうな事情から、本件の場合には戸籍面の里という名前は変だから、普通の自分が使つていた名前を使つたと、こういうふうにしてあります。

○高田なほ子君 この場合、通称武といふふうな言つたから武といふのを使つたといふふうにおつしやつていますけれども、少なくとも公務に携わる者は、いやくもその人の事情等を調べるという調査権を發動しているのですから、こういう調査権を發動してやつてゐることに對して、通常本名を使わなければならない方は、これは私達法だと思ひますが、あなたはそういうふうな考へませんか。

○政府委員(関之君) 一般的な問題といたしまして、やはり調査官は公務を執行するものでありますから、正々堂々といふべきものと私は思つております。しかしながら、ただ事情として御理解願ひたい点は、たとえば正々堂々と名を名乗つて出たならば一歩も近づけない、あるいは全然門前払いで話を通じないとか、特に相手方の容疑団体の構成におきましては数個の変名、偽名、あるいは偽作をしてやつておるような事情でございまして、どうしてもしやうなところ、ある段階によりましては、自分の名前について若干の変名、

あるいはペンネームを使うというよりなことが考へられるのであります。特に調査官の写真から、あるいは氏名まで調べ上げてゐるようなことが最近往々にあるような現状であります。

○高田なほ子君 そこでさらにお尋ねをいたしますが、四月十三日に本田氏と、それから今言ひ高井武調査員ですか、それから高井武調査員組合書記長の大山さん、この方があまり本田氏にしつこく会いたい、会いたいと電話をかけてきたり、あるいは本田氏をたずねて来たりするものですか、とにかく会おうといふことで四月十三日に、あなたが報告されたように化学準備教室でもつて会つたわけですか。本田氏と高井氏と、それから立ち会いとして大山さんと。このとき、私は教育新潮に入社したもので、近く教育新潮に私は入社するんだ、社員だと言わなかつたけれども入社するんだ、そこであなたのモスクワから受けられたいろいろの事柄を教育新潮という雑誌に書きたいからというふうなことで、いろいろと聞きだしたわけですが、それで非常に不審に思つて、それではあなたたはほんとうに教育新潮に原稿を載せるつもりかといふことをたまたしたら、そつだと言ひ。けれどもあなた不審なので、あなたの氏名を明らかにしてもらいたい、確かにこれは公安調査庁の人ではないかといふことがおほげにわかつてきたので、あなたの氏名をここでもつて明らかにしてもらいたいといふことで身分の呈示を迫つた。迫られた高井氏は驚いて、身分を呈示することなく、こそこそと逃げ出したといふ報告があります。この行為は、私は非常に遺憾に思ひます。これは証票の三十四条でありますか、これは証票の三十四条について特に項を改めてここに規定をしております。「公安調査官は、職務

から申せば、そういうことはよくないと、こつちも考へます。

○高田なほ子君 ところでさらにお尋ねをいたしますが、四月十三日に本田氏と、それから今言ひ高井武調査員ですか、それから高井武調査員組合書記長の大山さん、この方があまり本田氏にしつこく会いたい、会いたいと電話をかけてきたり、あるいは本田氏をたずねて来たりするものですか、とにかく会おうといふことで四月十三日に、あなたが報告されたように化学準備教室でもつて会つたわけですか。本田氏と高井氏と、それから立ち会いとして大山さんと。このとき、私は教育新潮に入社したもので、近く教育新潮に私は入社するんだ、社員だと言わなかつたけれども入社するんだ、そこであなたのモスクワから受けられたいろいろの事柄を教育新潮という雑誌に書きたいからというふうなことで、いろいろと聞きだしたわけですが、それで非常に不審に思つて、それではあなたたはほんとうに教育新潮に原稿を載せるつもりかといふことをたまたしたら、そつだと言ひ。けれどもあなた不審なので、あなたの氏名を明らかにしてもらいたい、確かにこれは公安調査庁の人ではないかといふことがおほげにわかつてきたので、あなたの氏名をここでもつて明らかにしてもらいたいといふことで身分の呈示を迫つた。迫られた高井氏は驚いて、身分を呈示することなく、こそこそと逃げ出したといふ報告があります。この行為は、私は非常に遺憾に思ひます。これは証票の三十四条でありますか、これは証票の三十四条について特に項を改めてここに規定をしております。「公安調査官は、職務

を行に當つて、關係人から求められたときは、その身分を示す証票を呈示しなければならぬ。」このことは、明らかにに自分を詐稱してはならないということのこれははっきりしたことなくです。相手が不審に思つたらば、ちゃんと身分を呈示しなければならぬ。こういうことがあるにもかかわらず、身分を聞かれたら、こそこそ消えていつてしまつたといふことは、これはいかにもその調査官のあり方として遺憾なことである。呈示を求められたら呈示すべきである。しかもそのモスクワ放送の内容だけが聞きたいというならば、何も逃げ隠れて法文に示された証票を呈示する職務上の義務を放棄してまで逃げる必要はないのじゃないかといふ氣がするのである。この場合、なぜこの証票の呈示といふものが法律に書かれてあるのか、この法律に書かれてある意義といふものはどういう意義なのか、そこから照らしてこの高井さんという方が偽名を使い、これを呈示もしないで逃げたといふことに對してどういふ見解をとるか、これは當局と法務大臣にお尋ねいたします。

○政府委員(関之君)　ただいま高田委員からお話のありました事実と私どもが本件について調べているのとは少し食い違いがあるようでございます。この紹介状は、中村教諭にうちの慶松調査官が送ったものであります。その中には、私と一緒に仕事をしている私の手下である、こうありますからして、高井が公安調査官であることは中村先生も十分御承知であり、どうもこれは局へ参りましたときの本田先生の抗議から見ますと、私も見たと、こゝういふふうにおつしやっているようで

あります。そうしますと、これを見ますと高井君が公安調査官であつて藤松君と一緒に仕事をしているということは、どうもこれは常識的にどなたがお考えになつても、そのときの事態は、中村先生は、いわんやまた本田先生も、これは公安調査庁の者であるといふうちに十分に御認識があつたはずだが、どうも私はそう思わざるを得ないのと、こういうふうに報告しておりますが、どうも私はもちろんこののであります。従つて、もちろんこの高井が中村先生に対して私は公安調査庁の者だと言わずとも、これはその紹介自体がすでにそのことを離弁に物語つておるし、また本田先生もそれを、ごらんになつておりますから、本田先生自体も、この人は公安調査庁の者であるといふことは十分にこれは御承知。だから高井の方ではそういうことは、私は、私はもう公安調査官であるといふことは向こうは先般御承知であると思つて、だんだんと面会に來たと、こゝう申しておりますが、どうも事の経過及びこの紹介自体から見まして、私はどうもそのことはそう考へざるを得ないのであります。

次に今の新潮社の問題でございます
が、これは高井はこういうふうに申し
ております。そういうわけで学校へ来
てよろしいと、どうも学校は少し穩当
を欠くかもしれないから、どこか遠う所
でしようかと、こゝ言つたところが、い
やそれは心配はない、来いというよう
なお話で、来いと申されれば、これは
相手の御好意によつて行く仕事であり
ますから、そこへ出かけても差しつか
えないと思うわけであります、そう
して行つたところが、教員室からこつ
ちへ来てくれといつて化学準備教室へ

入った。しばらくいろいろ話をしている間に、どこかかと三人の方が入って来られたということになっている。これはかなりいたげだかになって間諜的に出てきたようであります。もう三人の方は高井をどういふふうにごらんになったか、これはどうも私どもの判断ではわかりませんが、本田先生から大体のこととは伺っておたものと私は思うのであります。そこで思うのがですが、高井はそんな三人の方がどこか入って来て詰問されるということとは全く青天のへきれきであつて、考えもしなかつたのであります。たまたまこれはだれか入つて来られて、自分の問題を問詰されるかと思つて、これは本名を名乗つて本田先生に迷惑をかけてはいかぬと思つて、新潮社に入る者だということにして、その場を糊塗した——糊塗したのではなく、本田先生に迷惑がかかつちいかぬというような意図からそう言つたと申しております。どうもそれらのことがほんとうのことではないか、事の筋を見ますると、どうも紹介状には確かに調査官、これは調査官と書かずに自分の手下で

あると言えはばかつておりますから、それがすぐ今の高田委員がお話のように、高井の言うその紹介状を基礎として積み上げて事実を追いかけていきますと、どうもその見解の方が正しいものであると考えておる次第であります。

○高田なほ子君 それはものは何でも言いようであると思います。一体、公安調査官のやり方というのは、協力者を求めてやる場合だってあるわけですね、部下でなくても。だからこの紹介状には部下なんて書いていないので

す。高井は自分のこととして働いている人です。部下と書いてあるのじやない。しかもこの四月の十三日、今問題のあった日、高井武調査官が東高校を訪れて、本田教員に面会を求めた。本田氏に会うと新潮社の者ですがと名乗っている。こういうふうに私の手元のとところには報告がされているのであります。先殺御承知のように、だれでもこれが調査官としてなら、こんな問題私は起こらないと思います。そうでないから、こういうふうな問題が起こるのでありますから、この証票の呈示をする義務というのは、職務上の義務だと私は考えているのですけれども、そういうふうに考えることはできないのですかね。

○政府委員(岡之君)　もちろん規定によりまして、相手方から呈示を求められた場合には、証票を呈示しなければならぬのであります。ところが、私どもに対する高井のあれによりまして、中村先生はもちろんのこと、本田先生も、自分の身分について私は何も調査官の高井だとは言わなかったようであります。紹介状から積み上げて

いくと、当然知っているものと考えておったようであります。ですから、新潮社の話は三人の先生がどかどかっとなって来たので、非常にいたげだかになって詰問されるだろうと思つて、その場を翻塗する言葉から出てきているのであります、その前に、本田先生に向かつて新潮社という言葉はどうも出ていないようであります。どうもこれらの辺が食い違ひの筋になっているようであります。私はさつき申し上げましたように、紹介状からだんだん事実を積み上げていきますと、どうも高

井のことゝもあながち自己の行爲を隠匿するものではない。やはりそういうことであつたらうと、こう考えざるを得ないのであります。

また、この証票の問題であります。が、これは法律の解釈ですが、もし本田さんから求められれば、これは呈示しなければならぬのでありますが、これは秘密事でございせんが、これはぜひ紹介したいと言つてどかつと闢入して来た、その人たちにすべて出す義務はないものと……。本田さんがおつしやるならば、それは出さなければなりません、三人の方が来られて、お前だれだと言われても、むしろこちらから言へば公務執行中でありますから、そういうものは闢入者すべてに出す必要はないと、こういうふうに考へております。

○高田 なほ子君　ずいぶん今の御答弁を承ると、私はどうも不思議に思つたのです。それほど公務執行中だと言つたら、なぜ高井調査官は初めから偽名を使い、初めから新潮社の者だということと言われる筋合いのものではないと思ひます。名前は高井里というものを

武と言っている、身分は新潮社の者だと言つておつて、そうして今度はおかしいからあなたの氏名を明らかにして下さいと呈示を求められた場合、そこにはかの人がいるからそういうものは出す必要はない、本田先生なら出すけれども、そのほかの人がいるので、むしろ公務執行の妨害になるようなことだから出せなかつたと言つておりますけれども、私はすいぶん詭弁だと思ふ。私はそういう詭弁は非常におそろべきものだと思ふ。民主主義が破壊されようとするときには、国家権力につ

ながる者は勝手に法律なり何なりを披大解釈して、いつでも自分の都合のいいようなものをやるのがこれが定石です。今の公安調査庁の当局の御答弁は、明らかに私はそういう傾向を持つたものだと思う。一体、公務執行にあたって、相手の事情はどうあろうとも、この法の三十四条に書かれてあるように、「関係人から求められたときは、その身分を示す証票を呈示しなければならぬ」となっている以上は、これは呈示すべきものだと思う。

これは動かすことのできない私は厳格な規定だと思ふ。そうじゃないですか。そんなあやふやなものであつていいのですか。調査庁の権限というものは、これは設置法四条でも明らかになうに、法律命令によって権限を行なわなければならないと書いてある、法律命令によって権限を行なうのだ。それじゃその法律命令とは何かといへば、この三十四条の関係人から身分の呈示を——お前は何かなる者かということを開かれた場合には、明らかにこの証票を呈示しなければならぬものである。それをいろいろの事情をつけてはぐらかそうなんていうことは、私は卑劣だと思ふ。この三十四条の調査するにあたって公安調査官が関係人から氏名を聞かれた場合にはこれを呈示するといふこの規定といふものは、厳格に守るべきだと私は思ふ、絶対に守るべきだと私は思ふ、これをきかぬも、法務大臣はどういうふうにお考えになつておられますか、この点だけ伺いたい。

○国務大臣(井野碩哉君) もちろん厳格に守るべきものだと思います。ただ、今度の場合におきましては、公安調査庁から私が受けておる報告では、今御質問のようなことではなく、むしろ名前を変えたということも、通称の名前を、ふだん使っておるものだから、ただそれを使つたというふうにも聞いておりますし、それが故意であるかどうかということも、またこれから十分に調査したいと思ひますが、今の聞いております段階では、お説のような作偽があつてやつたことじゃない、こう理解しておりますので、今の条文に何ら抵触するものじゃない、こう解釈しております。

○委員長(大川光三君) ちょっと高田委員に申し上げますが、法務大臣に対する御質疑はまだありますか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) この事件につきましては、最近聞いたばかりでございまして、事実についてなお調査する点もあると思ひますから、十分に調査しまして、またお答えする機会があると思ひますから、きよりはこの程度で一つお許しをいただきたいと思ひます。

○高田なほ子君 本問題は大へん重要な問題でありまして、これは大臣とそれから当局とおそろいのところで、私は疑問のまま引きさがるわけにいきませんから、おそろいのところで本問題についてのみ質問する機会をお願いしたい。大へんお昼の時間を二時間も過ぎて非常にお互いさまたけ合が悪いもので、あともまた御調査願うところはありますが、もう少し質問を続けたいと思ひたいと思ひます。

四月の二十七日に北教組の本部が北海道の公安調査局に対して抗議文を出したので、その抗議文に対して石田調査第一課長が回答をしておりますが、この回答の要旨がここにきております。その要旨の中で、非常にまだ私の納得のいかない点が四点ばかりあります。この四点を指摘いたしまして、さらにこの次質問を続けたいと思ひますから、その問題点だけここに述べておきます。

この回答の中に、廣松が書いた紹介状の内容は不穩当なものがあるとの遺憾に思ひます。こういうふうに当局は紹介状の内容について遺憾の意を表してございまして、岡次長はこういう回答に対してはどういうふうに考えておられるのか、これも聞かなければなりません。

第二点は、高井何がしは教育新潮社の名は出したが、社員であるとは言わなかったと述べております。本人を調査してみなければこのことは何とも言えませんと北海道の公安調査局は答弁をしておりますが、先ほど私が質問したように、ほぼ事情がわかつているなと思はれるにもかかわらず、自分の身分を教育新潮社に入る者で、自分の名前を特に正確に言わなかったという事情については、北海道の公安調査局はまだ調査をしてみなければわからないと、こう答えておる。ですから、この点についてはさらに質問が残るわけでありまして。

その次は、調査にあつては必ずしも身分を明らかにしないで行なうこともある、こういう答弁がされておりますが、この内容は、先ほど若干の質問をしたわけでありまして、内容

容は大へん重要な内容を持つておりますから、これも再度質問の機会に伺いたい。

その次、今後も共産党の活動と関連あると思われる事実については調査を行なう。これも先ほど質問の内容に若干触れてございまして、さらにこれはもっとかいつまんでお尋ねをしておかなければならない点がありますから、これも質問を保留しておきます。

なお、私が今質問をいたしましたのは、けさは北海道から速達で送られてきたものでありまして、当局の方にはこれ以上の回答がきていたのかもしれませんけれども、どうも先ほどお伺いしたところによると、これ以上の御調査はきておらないようでありますから、指摘しました私の何れとする点は、再度一つ御調査いただきたい。委員長において適当な機会に本問題のために時間をお取りいただけるようにお取り計らい願ひたいと思ひます。

それから、これは東京の足立一中に起こつた問題であります、御承知のように勤評闘争に対して当局が捜索を行ないました。これは二年前のことであります。そのときに、勤評闘争とは何ら関係がないと思はれるようなアルバムを押収した。そのアルバムは写真が張つてありますからお返し願ひたいといふことをたびたび当局にお願いをしたにもかかわらず、二年間にわたつてそのアルバムはそのまま放置された。

最近になってようやく戻つてきたといふことでありますが、戻つてきたアルバムの中には組合の活動家と思われるようなところに入っている点々とつけ

られておるということについて、この足立一中では、当局のやり方というものはかくも常識で考えられないことをやるものだと、どうも私もはこういふやり方については納得がいかない、ぜひ国会でもどういふわけでこういふことをしたのか、一体、関係がないと思はれるようなアルバムを催促されて二カ年周もほつておくといふことは、どういふ法律に基づいてこういふことがなされたのか、こういう点について十分調べてもらいたい、こういうような依頼があつたわけですから、またきよりは国政調査権の内容に含まれておる問題が論議されましたから、にわかには御答弁をいただくといふことを私もいたしません、問題を提起して、あらためて本問題について当局の見解をただしたいといふことにいたしたいといふふうに考えております。

○説明員(倉井源君) この件につきましては、昨日、委員部の方から御連絡がございまして、調査した結果を持つて参つておりますが、およろしければ、御説明申し上げたいと思ひます。

○委員長(大川光三君) それでは、他日、もう一回これをやりますから、その機会に御迷惑でもどうぞ一つ……

本件に関する本日の調査はこの程度にとどめ、他の機会に本件の調査を続行したいと存じます。

午前中の審議はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩
午後三時一分開会
○委員長(大川光三君) これより休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

まず、裁判所法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のある方は御発言願います。なお、当局としては、裁判所より横田事務総長、守田人事局長、長井総務課長、栗本経理局長、法務省から津田司法法制調査部長、大蔵省から吉岡主計局次長、広瀬主計官が出席されております。

○千葉信君 質問に入る前に、もう少し委員の出席を委員長の方で督促してもらいたいと思うのですが、ごらんの通りの状況では、あまりやかましいことは言いませんけれども、感心せぬのであります。

○委員長(大川光三君) ただいま千葉委員からの御注意は、なるべくこれを順守することといたしたいと思っております。今日は先例にならぬようにして進行的にしたいと思っております。

○高田なほ子君 久しぶりで横田事務総長がお見えになりました。この機会に、今度の法改正についての根本的な問題になるような点、これを主として総長にお伺いしたいと思っております。

第一番にお尋ねをしたことは、司法権の確立ということがよく言われておるわけでありまして。立法、行政、司法、この三権が分立した、これはもちろん民主主義の原則の上に立つてこの原則は順守されなければならないことであり、国自体も、この三権分立について十分尊重した建前でかからなければならぬのが当然であろうと思っておりますが、今日までわが国で司法権のために支出された国の財政というものは、これはきわめて少額でございまして。数字的にこまかくあげての省きまされども、全国家予算の百分の一にも満たない。このようなきわめて

少額な中で、司法権の確立を主張するということに、非常な矛盾を私は感じるところでございます。はなはだ今回の法律改正でいろいろ論議をされておるわけですが、書記官の権限を拡大することによって裁判機構の整備をはかるという方法は、一つの方法としては考えられます。私もその方法を妥当でないという考え方はもちろん持っております。しかし、論議の中で明らかにされたことは、裁判官が不足している、このことが今回の法改正に大きな根本的な原因としてあげられております。そうしてまた、裁判官の不足した原因は、裁判官の待遇、それから任用上の隘路、そういうものがあげられておるわけでございますが、一体、裁判官の待遇のよい悪いという問題については、従来から論議されてきたところだと思っております。なぜ憲法に規定されているように、裁判官優位の原則が守られないで、次第に裁判官がむしろ一般行政職員あるいは政府職員等よりも次第に待遇上低下をしてきているのかという点について、私は最高裁判所が裁判官の待遇問題についてはなほだしく熱意を欠いてきた結果がこういふふうになったのじやないかというふうにとらざるを得ない点があります。総長は、裁判官の憲法に保障される優位の原則というものを打ち貫くために、今日までどういふ御努力をされてきたのか、また、現在裁判官の待遇というものは優位にあるという認識の上にお立ちになっているのか、まずこういう点からお尋ねをしていきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) 裁判官の待遇の問題につきましても、御承知のように憲法に相当の待遇をするということは保障されておりますが、具体的には、はなはだ不足な状態にあるのでございます。高田委員は、従来のいきさつも十分御承知と存じますが、経過を簡単に申し上げますと、新憲法下の裁判官の待遇をどうきめるかということにつきましては、第二国会当時におきまして、非常に論議をされて、もちろん当時は、司令部のバックというふうなものもございました。それからでございますが、大體判事の報酬は次官の俸給と大体同額というところで発足いたしましたわけでございます。ところが、その後だんだん次官その他の一般行政官につきましても、御承知の管理職手当というものが一般行政官の新設をいたされた結果、下級の裁判官の待遇はそれほどでございませんでした。二十二年あるいは二十五年以上の裁判官と一般の行政官の待遇を比べますと、はなはだしく権衡を失する、裁判官優位どころか、劣位に置かれるというふうな状態になったわけでございます。そこで、ここでもいろいろ考えなければならぬと存じます。が、三十二年になりました、ようやく裁判官に対して管理職手当を支給するといふようなことが考えられまして、これが徐々にその人数をふやして参りまして、現在では、先般お認めいただきました今年度の予算におきまして、五百九名の裁判官につきまして、一八%ないし二二%の管理職手当を支給するということになりました。や、先ほど申しました劣位というふうなことが多少回復されたというふうな状態になったわけでございます。しか

し、これは他の機会にも申し上げましたように、裁判官の管理職手当ということが必ずしも裁判官の職務にはなじまない面がございまして、いわばこれは非常にイージー・ゴーイングな一般行政官についての制度を裁判官に当てはめまして何とか翻塗しようというふうな、いわばいささか、はつきり申し上げますと、邪道でないき方ではなかつたかと思っております。現在はその状態に置かれておるわけでございます。この点は、今までのわれわれの、ことに最高裁判所事務局といたしましても、はなはだ努力が足りないというところを申し上げるほかはないわけでございます。この状態にはたして満足しておるかと思つて、最初に申しましたように、はなはだ不足でございまして、もうこの管理職手当はこれはいくつあるか、あるいはその次あたり多少ふえる、あるいは場合によりましてはパーセントも若干の者につきましては上がるということも考えられないではないのでございまして、しかし、もうこの方法はいけば行き詰まりの状態にあるのではないかと。

御承知のように、裁判官につきましても、特殊の報酬表ができておるわけでございますが、これをもう一度検討いたしました。独自のやはり俸給体系といふものを作る必要があるように考えられるのでございまして。この点が現在人事局を中心としていたしましていろいろ検討いたしておりますが、まだ成案を案は得ておられないわけでございます。で、われわれの考えております案を実現いたしますためには、まあいろいろな実は問題があるわけでございます。一つは、根本的には一体国民が裁判官といふものをどういふふうにかへておるか、いわゆる法の支配といふようなことに対して、国民全般がどういふふうにかへておるか、これがいわば基本的な問題だと思つてございまして。失礼な申し分とは思いますが、たとえば政党方面におきましても、国会方面におきましても、はたしてどれだけの重点を裁判所の裁判制度というものに置いておられますか。拝見いたしますところによりますと、政党の綱領の中に裁判制度の改善とか、あるいは裁判官の地位の向上といふふうなことは片鱗も出ておらないのでございまして。実は今年度の予算の場合におきまして、初めて自民党の予算の重要項目の中にわざわざ裁判所の機構の拡充といふことが出てきて、これはいわばわれわれといたしましては非常な画期的なことだと言つておつたようなことでもございまして。社会党の綱領をいろいろ拝見いたしました。こゝでいう裁判所に関しましては、残念ながら何も拝見できません。こゝでいう法務委員会におきまして、高田委員その他から非常に裁判所に対して御理解のあるお言葉をちょうだいいたしまして感激をいたしておるわけでございますが、さて、党とか国会とかいふような問題になりますと、その点が非常にぼけておるわけで、この点がやはり顧みて他を言うようでは恐縮でございまして、何と申しましたも基本的なやがは国民の基礎の上に立たない制度といふものは、いかにわれわれが何と申しましたも、実現はできないといふことを、私は非常に浅い経

も、十分に今後検討いたすつもりでございます。

かということ。

どういふふうにこれをつかまえているかということ。

○政府委員(吉岡英一君) 高田先生御自身おっしゃっておいでになりますように、私が答弁するのが適當かどうか疑問でございますが、私どももいたしましては、裁判の報酬につきましては、特に憲法規定があるということから、裁判官の報酬というものは、非常に重要視しなければならない重大な問題であるということは、十分に承知を

いたしておるつもりでございます。

○高田なほ子君　どういうわけでそれでは重大だというふうにお考えになつ

ているのですか。

○政府委員(吉岡英一君) 裁判官といふものが司法権の独立といいますが、裁判官が非常に重要な職務を独立の立場でおやりにならないといけない、従つて、その重大な職務を、他からいろいろなことを規制されることなしに、おやりになるために、十分な報酬を保障しなければならぬことだと考えておられます。

○高田なほ子君 十分な報酬というのは、具体的にどういうことを考えておられますか。

○政府委員(吉岡英一君) これはそのときの国の財政の状況、その他一般的状況でできる問題でありまして、具

体的にどの程度ということは、なかなかむずかしい問題だと思いますが、一般の社会的な観念からいって、裁判官

の職務を行なわれるに相당한報酬を
ということだと思っています。

れた相当の報酬額というのは、一体具体的にどういふものかということ自体

○高田なほ子君 十五万円という数字をあげられましたが、裁判官の報酬に

閣する法律を制定した当時の原則は、長官の報酬というものは総理大臣と同格でなければならぬ、十五万円という数字じゃないです。総理大臣と同格でなければならぬ。それから最高裁の判事は国務大臣と同格でなければならぬ、判事の最低のものは各省事務官クラスの俸給以上のものでなければならぬ。それから、

には取りきめがあつたのです。こうい
う取りきめは大蔵省は御存じじやない

ですか。

○政府委員(吉岡英一君) どういう意味の取りきめであるか、私ちよつと存じません。

○高田なほ子君 そういう認識だから、幾ら下がってもあまり気になさらないで、先国会でも問題になったように、三者協定というようなばかかしいものがまかり通つた。よりやうく法務委員会はそのを押さましたけれ

ども、押えたからといって、裁判官優位の原則が私は成り立ち、またこれからも成り立ちうとは考えておらない。

よほどこれは大蔵当局というものが裁
判官の優位の原則というものを具体的
に検討しない限りは、私はこの理想と

うに考へておるわけです。

判官の仕事の内容というものから考えて、優位を占めなければならぬと、

判官は、他の一般の行政職、あるいは政府職員と比べて、優位の原則を保つ

ているものだという認識に立つておられますか、どうですか。

○政府委員(吉岡英一君) 優位の原則という点、多少はつきり私理解できない点があるのでありますが、ただいま裁判官の報酬が、一般職の職員、あるいは警察関係の職員等に比べまして、適当なものであるというふうに考えておるわけでありませう。

○高田なほ子君 適当なものであると考えておるといふ言葉は、憲法にいう一般の他の行政職、政府職員よりも優位なものと考へているのかということ。今の裁判官の報酬が優位になっていると大蔵省は考へているのかという質問なのです。

○政府委員(吉岡英一君) 憲法に書いてありますのは「裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」ということを書いてあるわけでありませうが、このことは、私も、裁判官が、その職務の重要性にかんがみて、相当額の報酬を受けられることを保障しております規定というふうに考へておりますが、それが具体的にどのものと比べて多くなければならないかという点については、いろいろな議論があるように考へております。

○高田なほ子君 いろいろな議論というの、どういふ議論であるか、また各方面というの、どの方面でそういうことを言っているのですか。そんなばかなことがあるわけはない。

○政府委員(吉岡英一君) 一般職の職員、あるいは特別職の職員、その他一般給与を国から受け取る者がたくさんあるわけでありませうが、それらの者を申し上げたわけでありませう。

○高田なほ子 あなたの答弁はちょっと悪いですよ。あなたの答弁に無理なことを聞いているのかもしれませんが、もし答へられないときには、答へられないとおっしゃって下さい。あらためて聞きますが、一般の、つまり俸給を受けている一般の者よりも、優位の原則というの、他の一般の者よりも優位だということ。警視庁官の報酬は、今でも保持されているのかと聞いておるのです。

○政府委員(吉岡英一君) 今でも裁判官の報酬につきまして、従来からの原則は貫いてきておると考へております。○高田なほ子君 横田事務総長に伺いますが、今でも優位の原則は貫いてきておるといふふうに、裁判所当局はお考へになるのですか。大蔵省と同じようにお考へになっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) たとえば八万円のランクができるとかあるいは若干管理職手当がふえるというふうなことで行政官との釣り合いがだんだん多少とれるという程度にはなっておりますが、先ほど申し上げましたような裁判所の仕事の重要性に對比いたしまして、はなはだしく不満足な状態ではないかと考へております。

○高田なほ子君 裁判所側は、はなはだしく不満であると言ふ、大蔵省は妥当であると言ふ、こゝろいふようなおかしなことはないわけでありませう、大蔵省は、やはり裁判所の言い分というものを傾けて……優位の原則というものをくずしているのは大蔵省だ、その張本人が妥当でございませうというふうな答弁をされたのでは、これはたまたまのものではない。大蔵省がそういう答弁をなさるから、私は具体的に言いますけれども、では、これはどういふふうになりますか。裁判官の報酬の法が制定された年のあはれ一九四八年の七月だったと思ひます。その年の十二月これまた一部の政府職員の俸給が改正になったわけですね。それおわかりですか。法が制定されたときに、これは行政職の最高が十四級の六号俸で、これに対してこれに相当するものが判事の五号俸だった。ところがその法が制定されてから間もなくすなわち十二月、行政職の最高は十五級俸にはね上がった。失礼しました、これは政府職員、政府職員が十五級俸にはね上がった。だから判事の五号俸と同格の者が……事務次官クラスの者が、判事五号俸と同格の者が、これによってほとんど四段飛びくらいにはね上がった。これに對し、どういふ一体手当をしたかと言ふのです。判事五号俸から四段飛びに事務次官クラスの者が飛び越えていふような政府職員のみを改定をしたということ、これは大蔵省のやった仕事です。そればかりではないでしょう、それが一つです。

その次に、今度それから四年たつてから、今、横田総長が指摘された通り、昭和二十七年十二月管理職手当が支給されましたね、そのときにどうですか。一般行政職に対しては本俸の一

二%から二五%という幅をつけて管理職手当が支給された。これがついたから判事五号俸をはるかに上回るような給与の者が回りにたくさん出てきた。そのとき裁判所の方はどうかというところ、管理職はこれは全然つけれなかった。そうしてこれは双方でもつてそのときに交換公文を交換し合つたものがここに有るのです。これは大蔵省と最高裁が取りかわした文書があるのです。管理職手当支給のときに取りかわした文書がある。この取りかわした文書を見ても、大蔵省が裁判官優位の原則なんというものは全然この中に考へられておらない。むしろ裁判官の給与を上げることを押えるような注文書きが最高裁に大蔵省から出されておる。こゝろいふことは、大蔵省が、憲法で保障された裁判官の待遇を行政職で押えつけるはなはだしい越権行為なんです。あなたにこれをどうだと聞いておられませんよ。こゝろいふこともあつたんです。そこで、裁判官の方が非常に待遇が低くなつたので、一般の方が管理職手当がついてから五年もたつて、あまりにも不均衡だといふので、初めて裁判官に管理職手当というものがつけられたのです。そのつけられ方がまた一般の政府職員や一般の行政職の方とは率において低位である。すなわち本俸の二%から一八%という数字を横田総長はあげられておりますが、他の管理職は二五%までも上がつておる。それを裁判官の場合はやつと五年もたつてしるし管理職手当なるものが……こんなものは、裁判官に管理職なんというものはあるのかおかしんです。こんなものはべらば

うなおかしなものなんです。それでも、とにかくつて、そのつけた率が非常に低い。こゝろいふようなことをやつておるのです。これもみな大蔵省のやつた仕事です。おそろくこのときに裁判所側は相当に私はがらばれたらうと思ひます。しかし、結果においてこゝろいふことになっておる。今度は、その次どうなつておるか。その次は一九五三年の十二月、本俸同率のベース・アップが加えられ、管理職手当も同率に上昇した。だから管理職手当の率が低い裁判官は、またしてもこゝろでぐつと低下するやうな歴史をたどつてきておる。それだけではないのです。認証官のベース・アップが認められたけれども……失礼しました、認証官のベース・アップはこれは認められなかつた。そのあとでベース・アップがあつたんです。これは認められなかつた。だから事務次官クラスの十五級といふのは、もうそのときには最高裁判所判事をはるかに上回るといふやうな、低下の一途をたどつてきておる。今までの三つか四つの私は裁判官の待遇の歴史をこゝろあげましたけれども、いずれもこれは大蔵省の無理解りいふよりは、政府自体の司法権輕視というものが国民に影響しておるのです。国民が悪いといふやうなことを総長は言っていますけれども、これは本末転倒しています。政府がそろだから国民もそやうなんです。こゝろいふやうなことをやつてきておる。私はこゝろいふのははた残念に思ふ。

そこで総長にお尋ねしますが、一体現在の裁判官で、大学を卒業されて三十年以内というやうな方は、東京高裁

うなおかしなものなんです。それでも、とにかくつて、そのつけた率が非常に低い。こゝろいふようなことをやつておるのです。これもみな大蔵省のやつた仕事です。おそろくこのときに裁判所側は相当に私はがらばれたらうと思ひます。しかし、結果においてこゝろいふことになっておる。今度は、その次どうなつておるか。その次は一九五三年の十二月、本俸同率のベース・アップが加えられ、管理職手当も同率に上昇した。だから管理職手当の率が低い裁判官は、またしてもこゝろでぐつと低下するやうな歴史をたどつてきておる。それだけではないのです。認証官のベース・アップが認められたけれども……失礼しました、認証官のベース・アップはこれは認められなかつた。そのあとでベース・アップがあつたんです。これは認められなかつた。だから事務次官クラスの十五級といふのは、もうそのときには最高裁判所判事をはるかに上回るといふやうな、低下の一途をたどつてきておる。今までの三つか四つの私は裁判官の待遇の歴史をこゝろあげましたけれども、いずれもこれは大蔵省の無理解りいふよりは、政府自体の司法権輕視というものが国民に影響しておるのです。国民が悪いといふやうなことを総長は言っていますけれども、これは本末転倒しています。政府がそろだから国民もそやうなんです。こゝろいふやうなことをやつてきておる。私はこゝろいふのははた残念に思ふ。

そこで総長にお尋ねしますが、一体現在の裁判官で、大学を卒業されて三十年以内というやうな方は、東京高裁

長官に何人一体なれるのですか。大学を卒業されて三十年以内で高裁の長官になられたような人は、今までの歴史に何人あるかということをごましく聞きたい。何人ありますか。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) ちよつと正確な資料はございませんが、まずないというふうに考えておられます。

○高田なほ子君 お説の通りだと思えます。一体、各省の事務次官クラス、この事務次官クラスは、十五級二号俸から三号俸の間を往來している方です。この十五級二号俸あるいは三号俸といふのは、東京高裁の長官に匹敵するような給与であります。しかもこの各省の事務次官のクラスで、これは法務省、失礼だが、例外になつております。法務省はちよつとこれに入らな

い。大学卒業後二十四年から二十八年くらいまでの人が各省の事務次官クラスで、十五級の二号俸あるいは三号俸をもらつています。これは東京高裁の長官に匹敵する給与であります。しかもなお加えて、これらの事務次官クラスは、いずれも公用自動車をつるにお使いになつて、そういう面における待遇というものは、はるかに裁判官を上回つておる。それに引きかえて、裁判官はどうか。今、横田総長が答弁されたように、大学卒業後三十年以内で、この各省の事務次官クラスに匹敵する十五級の二号俸、三号俸というような給与をもらう東京高裁の長官になられた人は、絶無だと答えておられる。しかも大阪とか大都市にはこういふりつぱな方がごろごろおられるのじゃないですか。そうして、低いといつては大へん失礼であります。こ

れに比較してはなはだしく劣るような待遇で、自動車も何も使えないというような形でこれを埋めておいて、どうして司法権の確立なんといふことが言えるか。こういう事例に対して、大蔵省は一体どういふふうに考えるか。これであなたは妥当だと思えますか。さつき妥当だと思えますという答弁がありました。これで妥当だと思えますとお答えになる勇氣がありますか。

○政府委員(吉岡英一君) ただいまの、いろいろ従来の経過などについてのお話がございましたが、最後の点の大学卒業後の経歴その他において、事務次官、一般行政職の職員等に比べて低過ぎるんじゃないかというお話があったのでありますが、これは非常にむずかしい問題だと存じます。事務次官といふのは、御承知のように、ある省に一つしかない官職であり、事務官としては最高の官職であります。一方、判事さんの方は、学校を出てから非常に長かつたおられるというお話がありましたが、そういう学校を出て経験年数何年という点からだけ申しますと、一方、大勢おられますが、大学の先生等についてもそういう問題があるわけでありまして、この辺の給与をどういふところでバランスをとるかというところは、非常にむずかしい問題だと思ひます。

○高田なほ子君 そいういふばかりかみたいな答弁はごめんこうむりたい。大学の先生と裁判官が同じな考へえは取り消してもらいたい。それは失言ですよ、取り消さない。

○政府委員(吉岡英一君) 私あるいは言ひ方が悪かつたかと思ひますが、大

学の先生と裁判官が同じだと申し上げたわけではないのであります。学校を出てからの経歴年数という点からだけ比較しますと、そういう事例があるといふことを申し上げたわけであり

ます。

○高田なほ子君 これは、私は少し政治的な意味を持つ質問でありまして、数字をいじくつておられる方からこういふことを聞こうとするのは無理かもしれせんから、あなたからの答弁はこれはむしろ撤回してもらいたいと思ひます。全部撤回して下さい。あらためて大臣に伺ひますから。今までの答弁は、あとで大臣がお見えになると工合が悪くなりますから、一つ撤回して下さい。

○委員長(大川光三君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(大川光三君) 速記をつけて下さい。

○高田なほ子君 それからあとにまだこの問題続くのですね。あなた

の立場上、ちよつと三者協定の問題や何か出ていますから、あなたではあ

でいろいろ混乱があるといけませんから、この点の質問は、大蔵大臣の出席を求めた上で続けま

す。

次に横田総長にお伺ひしたいのです

が、国民が裁判に対して関心を持たな

い、こ

ういふことは、裁判に対して非常に国民が関心を持つてゐるということになるのではないかと私は思ふのです。しか

し、最高裁の長官はそれをさういふふ

りにとられないといふところに、国民が関心を持たなくなる原因があるのでは

ないかといふふうに考へます。従来

までわれわれが子供からおとなになる

過程で、裁判といふものに対してあま

り口にするべきものじゃないといふふ

りにしつけられてきたように思ふので

す、社会通念としてそれは明治憲法に

よつて、裁判は天皇の名において施行

されたわけですが、今度新憲法になつ

てからは、さうじゃないのです。ですから、国民が裁判に対して目を向ける

といふことは、ただ見てゐるというの

ではなくて、その裁判が自分の考へで

はどうか、その裁判が自分の考へで

はどうか、その裁判が自分の考へで

はどうか、その裁判が自分の考へで

はどうか、その裁判が自分の考へで

はどうか、その裁判が自分の考へで

はどうか、その裁判が自分の考へで

はどうか、その裁判が自分の考へで

はどうか、その裁判が自分の考へで

していただきますと、田中長官の言わ

れんとする趣旨が御理解いただけるの

ではないかと思ひます。要

するに、田中長官御自身も、裁判批判

が、裁判そのものに対して国民が非常

な関心を持つようになつて参つており

ます現在の状態を非常に喜ばしいこと

と云つておられます。これは私日々そ

ばにおりまして、真にさういふふうに

思つておられることを一番よく存じて

いるわけでございます。ただ、いろい

ろ書かれたものなんかにごさいますよ

うに、具体的な事件につきまして非常

に誤まつた方法によつて、国民に誤解

を招くような、いろいろな方法で批判

といふ名前におきまして行ないます

一連の行為につきまして、いろいろそ

れをあるいは雑音と言われ、非常に道

徳であるといふふうに言つておられる

のでございまして、全く高田委員の

おっしゃる通りに、国民が裁判そのも

のについて理解を持つてきた、関心を

持つてきたといふことにつぎまして

は、田中長官ももちろんござい

ます、われわれ裁判所の者、一部には古

くさい考へを持つておる者もないとは

申されませんが、大多数の者は、さう

いふ方向に向かひまして非常にけつこ

うなことだといふふうに考へておると

思ひます。

○高田なほ子君 国民の権利意識が高

まるといふことは、民主主義の第一

ページで、国民の権利意識が高まれば、

係争事件もふえるし、係争事件を

通して裁判に關する関心が高まつてく

るわけですが、それよりも何よりも大

切なことは、新しい憲法下に課せられ

た裁判の使命といふのは、違憲立法審

査権が新たに生まれたということに對して、最高裁は違憲立法審査権というのについて非常にこれを重要視する考え方をお持ちになつてないのじやないかという感じが少しするわけなんです。違憲立法審査権が新しい裁判の最も重要な仕事として生まれたというところに、裁判官が優位の待遇を与えられる、そのかわりに裁判官が拘束されなければならぬのは憲法、それから時の政府の勝手な憲法、法律解釈に屈服しないという、その良心が約束されるということにおいて裁判官の優位の原則を私も主張しているわけなんです。どうもこの違憲立法審査権というものの對する最高裁の考え方がいろいろについて、どうも私は若干の疑問を抱かざるを得ないような節がございます。ちよつと言葉が足りないかも知れませんが、違憲訴訟は具体的な個々のケースでもって判例を持つことになつてゐるようですが、今まで最高裁で、違憲立法審査権に基づいて、違憲だという判決をしたことは今日までのかなりの回数がありますか。その内容はどういふものでありますか。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) はなはだ申しわけないことでございますが、具体的に資料がございませんが、違憲であるという裁判がございましたのはきわめて少ない、数件そこそこであると思ひます。しかもその中の多くは、御承知の占領下に設けられた特殊の立法につきましてこれを違憲だとするものが若干あつたように思つております。その他につきましては、ここに材料を持っておりませんので……。

○委員(大川光三君) ちよつと委員長から申しますが、ただいまの件は、次回の委員会までに御調査の上で詳しく御答弁を願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) 承知いたしました。

○高田なほ子君 今の問題は、私は大へん重要視している問題で、委員長からもお口添えがございましたが、憲法八十一條の規定がどういふふうにかの裁判の中で重要視されて、これが運営されるかというところは、非常に重要視しているわけなんです。行政が憲法や法律を勝手に解釈して運用していく、こういうところは民主主義の社会はあり得ない。憲法では再軍備をこれも否定しておりますけれども、自衛権を拡大解釈して、どんどんと、あらゆる武力行動が可能であるに軍備をしていく。そのことに對しても日本の裁判は一体何だろつという大きな疑惑を國民に持たせるというふうなことに對しても、一つ御認識をあらためていただきたい、これは希望であります。考へるわけなんです。なお、社会党は從來から憲法改正に反対をしてゐる立場であります。新憲法の三十一條から四十條にわたる十カ条は、これはあらためて日本社会党が司法権の確立を強調したておらないという御指摘がありましたけれども、三十一條から四十條までの十カ条は、司法権擁護あるいは人権擁護、最高の法規としてこれが順守されなければならぬという建前の上に立つても、私も憲法改正に反對だという主張を強くしているのだというところを一つ御認識を改めていただきたいと思ひます。

それから、あと時間もないようですから、あと大切な点をもう少し、今度調査官の問題をちよつとせつかくおもてなつたのでありますから、これもまたやがて新長官におなりになる立場でありますので、特にこの調査官問題についてお尋ねしておきます。あとで事務的なこととお伺ひしたいと思ひますが、ただ、從來から私は本委員会ではしばしば家庭裁判所——戦後新しく発足した家庭裁判所の特質の上から、調査官の仕事というものの内容については、しばしばこれが改善策が講じらるべきではないかというところを御進言申し上げてきたつもりであります。しかし、不幸にしてこの調査官の職務権限というもののについての問題については、どういふふうにかの改正をなさろうとするのか、改正する意圖が、このごろ非常に私疑いを持ち出してきておられるわけなんです。それは、今度の御承知のような法改正で、法文の上では書記官の職務権限を拡大することが書いてありますが、職務権限を拡大するに見合ふ号俸調整として一億三千万円の予算が組まれておる。ところが、その号俸調整というものは格好で勤務時間の延長という問題が出てきて、先般来この問題が白熱的にここで議論せられてきてゐる。ところが法律には何も調査官の権限の内容がどうだこうだというところは書かれておりませんが、時間延長は調査官に押しつけてくるような模様であります。これはまことにけしからぬことです。一体、調査官の職務権限というもののについては、最高裁は特に家庭裁判所調査官の職務権限の内容について、これは司法部面に

タッチする性格を持つものか、保護部面の中で仕事をすることか、これは外に出て非常に忙しい仕事をいたしておるわけでもないし、御承知の少年事件というよりなもの、現在非常に凶悪な事件等もございまして、家事事件につきましてもだんだん調査制度が伸びて参りまして、これも非常に複雑な、むずかしい事件につきまして調査官に調査を願つておるというふうな、この現実の動きを見ますと、これは二号調整はもちろんのことでございまして、やはりこれは書記官と同じように、たびたび次長あるいは人事局長から申し上げておると思ひますが、やはり裁判官とペースを合わせてもらひまして、はなはだ心苦しい面はございまして、いろいろの観点からいたしまして、いささか書記官の場合とは、制度的に見ますと、ちよつと違つた点はございまして、同じような待遇、取り扱ひをいたしたらどうかということ、今回お願いをいたしておる次第でございます。

○高田なほ子君 そうすると、調査官の職務内容については、当局としては私どもが法務委員会で少年犯罪対策の一環としていろいろ参考人等にここに来ていただくとして御意見を聞いた結果、法務委員会としては、これに對するような決議がなされたわけなんです。その内容の中に、調査官の職務内容というふうな問題も非常に強く申し述べられて、これはあくまでも裁判官の果たしているような法律上の判断、法形式の定めでこれをやるのだというのと異なつて、ソーシャル・ケースとして、こゝろいふような性格を持つ、社会

タチする性格を持つものか、保護部面面にタッチする性格を持つものか、これは書記官、調査官というものを同列に並べた職務内容を考へておられるのじやないかという疑問を持ちます。こゝら、こゝろいふ点についてお尋ねをし、同時に職務内容の問題についてどんなふうにか考へていらつしやるか、それをお尋ねしておきたい。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) 家庭裁判所調査官は、御承知のように現在家庭裁判所におきまして家事事件、少年事件につきまして、非常に重要な仕事をもちつておられます。調査の権限というものが非常に狭く、現行法にもうたつてございまして、むしろ、まあいふは書記官につきましては、裁判官の命によりまして調査をするという権限が初めて今度の裁判所法の改正で認められますわけでございますが、家庭裁判所につきましては、調査官につきましてはすでに現在その調査そのものが家庭裁判所調査官の本命でございます。その意味におきましては、あるいは考へ方によりまして、もう少し早くこの調査官の待遇というところは考へられてよかつたのではないかとすら考へるわけでございます。法制的に申しますと、まさにそういうことでございまして。ただ、今回の調査官の問題につきましては、権限そのものには触れないで、時間の延長は書記官並みにいたしまして、二号の調整を合わせまして四号の調整をつけましたということは、現実に調査官の仕事を見ておりますと、非常に重要でございまして、かつ御承知のように、これは書

的な教育的な診断そのものを調査官がやる。これは全く専門職である、こういうような建前に立って、三審制度の確立というような問題も議論をされ、また人事局長だったと思いますが、三審制度のそういうようなものについて今後はつづつ検討中であるというようにことを言われたのですが、どうもさっぱり家事裁判における参事員、家事調停における調停委員というように性格を持つ民間人を、どういうふうな審判に参事せしめるかという具体的な内容については、さっぱりここに具体的な問題を出してこないのです。待遇を改善するのだからということ、今度は時間延長を持ち出してきたわけです。私は、どうも待遇改善をするというけれども、時間を延長して待遇改善をするなんというところは、これはあとからいろいろこまかく質問もしますけれども、待遇改善になりませんよ、このことは。総長にお尋ねしますけれども、待遇改善という言葉は、一体どういうものかというふうにあなたはお考えになつておられますか。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) 今回の書記官並びに調査官の待遇問題につきましては、これはいろいろな見方があると思います。非常に微妙にお思ひになるのも無理ではないというふうにも思ひますが、私どももいろいろあらゆる面を検討いたしました、あるいは時間が延びました場合に待遇の給与の面が伸びておらないという点も、確かに、たびたび御指摘の通りでございますが、いろいろな点を総合して考えまして、やはり、この際、書記官並びに調査官につきましても、この四号調整というものをつけて

おきますことは、今後の問題、将来の問題等も考えまして、こういう職の方々につきましても、また裁判所全体につきましても、好ましいというふうな踏み切りまして、今度の調整、並びにそれに関連いたします時間延長というふうなことを決定いたしました次第でございます。これは、御指摘のよう、いろいろな見方もございまして、私どもも自體といたしまして、決してこれが満足なものであるとは考へておりませんが、やはり、あるいは高田さんは、これは一歩後退とおっしゃるかと思いますが、私どもとしては、一歩前進である、その一歩はさらに何歩かに将来伸びるということを考えて、踏み切ったわけでございまして、おっしゃる御趣旨はよくわかりますが、私どもといたしましては、十分その点は考えまして、また、書記官あるいは調査官の方々の意向もいろいろいろいろ考えまして、今度の調整をお願いいたしておる次第でございます。

○高田なほ子君 私は、これは、一歩後退なんという、そんな後退じゃないです。これは違法であり、不当である。少なくとも、最高裁判所は、わが国の法律、法令に憲法違反であるかないかというものを決定する最終審判権を与えられた最高裁判所なのです。給与は八割増しで、時間は労働基準法に規定する最高四十八時間をはるかにオーバーしてこれを延長しようとする、この法律運用の面における、明らかに何とも解釈のできないようなやり方で待遇改善だということを言われる。その心がまえが裁判官優位の原則をくずしてしまつた一番大きな原因で

はないかと思う。これは、いろいろおっしゃるには理屈はあるでしょう、お察しはいたします。しかし、ここで退いてはならないことは、裁判所は憲法の番人だということです。法律、命令が憲法に違反するかもしれないという最終審判権を与えられている最高裁のやがて長官になれる方としての御答弁とは考えられない。こういうことはあなたが石にかじりついても排除していかねばならないことじゃないでしょうか。裁判官優位の原則をたてにとる私の最大の主張は、裁判官が憲法の番人であり、そしてまた良心と憲法のために従わなければならないという、行政的な面から何らかの圧力を受けさせたりはならないという意味における優位の原則を主張している。そういう建前から考えますと、いろいろ事情はあるにしても、やむを得ないから踏み切つたという御答弁では、これは私は納得ができません。いろいろな事情からこうなつたというだけでは納得ができません。もし私どもをして納得せしめたいとおっしゃるのであれば、あらゆる、こういう法律に基づいてこ

うである、この法律に基づいたからこゝろである、この法律に基づいたからこゝろである、しかし法律に基づいて合法的であるという法的な根拠をお出し下さるまでは、私どもとしては、これは今の御答弁に承服するわけにいきません。ただこれからの質問はこの問題に際しておるいとまがありませんから、あとに譲りまして、またこの調査官のところに車輪を戻していきたいと思つておられます。

か。東京の家庭裁判所は、これはわが国の最も中心的なりつぱな家庭裁判所だと私思つております。ところが、この間行つて私驚きましたことは、少年係の調査官がいろいろお調べなすつていらつしやるのですが、机をすらつと六つも、八つも置きまして、それで、万引の者と強姦の者と、隣り合せて、それで調べている。そういうことはもう人権じゅうりん、こういうことはもう許されてならないことなんです。特に少年問題を取り扱われているこのところで、こういうことが白昼公然と行なわれている。これに対する待遇改善なり、施設の改善なりということ、これはもう予算の二重請求権を行使しても、このことは一日もゆるがせにすることのできない人権問題だと思ふ。万引と強姦が隣り合せてある。こんなばかことが許されていいはずはありません。家事裁判の方を見てもごらん下さい。ここでは若干つ立

びたつとテーブルがついていて、またつ立があつてテーブルがついていて。少くとも人の秘密に属するような家庭内の紛争問題を取り扱う場所にしては、あまりにもふさわしくないからざる情景であります。なぜこういうことを放置されて、待遇改善などということがあるのか。特に最近の交通事犯の審判問題は非常に数が多い。この間東京家裁へ行つて聞きましたら、あまり交通違反が多いので、一べんに人を入れま

す。床ごと落ちちやうの、それで人も入れることができないというので、だいぶそれを制限しているようですけれども、これは人権じゅうりんに間接的に属する問題に発展してきているんじゃないかという疑いが非常に濃くなつてきた。そういうことをさておいて、わずかの給手調整して、それで勤務時間を月に三十二時間延長するということは、これはもう暴論です。なぜ総長は国家予算に対する請求権をお持ちになるなら、このよう

な人権じゅうりん問題にひとしいこのありさまをこのまま放置されておるのか、私は遺憾ながら憤りを感ぜざるを得ない。これをどうなさるんですか。何か具体策があれば、特にこの際お伺いしておきたい。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) まず東京家庭裁判所の御視察をいただきまして、いろいろ実情を見ていただきまして、非常におつしやる通りの状態でございます。私どもも一日も早くあの状態を解消したいと考えておりますが、御承知のように営繕問題が全国にございまして、現在東京におきましては御承知の刑事地方裁判所がはなはだしく粗末な建物でやつておりましたのを、昨年からことし、来年にかけまして御承知の祝田橋のあそこへ建つことに目鼻がつきました。それが済みましてから家庭裁判所もさつそくかかる予定でございますが、少し時期がおくれますのでござい

他の、いろいろお願いいたしておりました方が、ああいう所で執務をしていただき、しかも相当時間おそくまでやっていただくというにつつきまは、まことにわれわれとしましては身を切られるような感じがいたすわけでございますが、しばらくの間は、裁判官も書記官も調査官も、忍びがたきところを忍んでいただきます、これは結局われわれの力の足りないところをこれらの方々に結果的には御迷惑をおかけするようなことになっておりますが、裁判所というものがすべてに面におきましてたゞ国民の批判の的になっておる時期でもございまして、これは一応総力をあげまして、できるだけのことをするという意味におきまして、今度の問題もその一環といたしまして打ち出したわけでございまして、これがこういう状態がいつまでも続くというよりは、もう少し私どもも考えておりませんし、そういう状態が絶えないで、少しでもよい環境のもとに仕事ができるような時期が来ますことをお願いいたすわけでございしますが、この際は、ぜひこの体制におきまして発足をいたしたいというふうに、いろいろな点を考慮いたしまして、踏み切ったわけでございまして、幾ら申し上げても十分の御理解はいただけないと思ひますが、そういう気持ちでおりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○高田なほ子君 最近騒音防止ということが文化生活に欠くことのできない重要問題になっております。ところが繰り返して言うよりですけれども、あの調査室というのは調査官の部屋と調査室と一緒にしているようですね。

それで隣りでわあわあ、こっちでわあわあ、お互いにわあわあだから聞えないから、お互いに大きな声で話している。あそこで平和な家庭の建設のために落ちついた調停ができるとか、少年の診断に最も確かなを打ち出すというような環境じゃないです。そういうようなことをあなた御承知でおりながら、そういう所に一時の間でも二時間でも多くあそこ拘束しようという考え方は、自己撤着じゃないですかね。何も労働時間を拘束しなくても、今日まで調査官の方々は良心的に、夜でもあるいは夜中でも、わずかに往復日当七十六円、今日では地下鉄に乗れば二十五円になりまして、往復で五十円、電車に乗ればはや七十六円なん、こんなものはふつ飛んでしまふ。自腹切り切り深夜まで活動される調査官が、その騒音の中に、なぜ一時間も二時間も拘束時間を合法的にしなければならぬのか。こういう矛盾したことは私は考えられないです。近代的な社会ではそういう野蛮なことは考えられません。そういう野蛮なことをなさろうとしている最高裁の感覚というのは、国民から遊離していく原因となさうかと思うのです。そういうことをなさうかと思うのです。しかし、ここ法があると思ふのです。しかし、ここであなただけに御答弁をわすれまして、私を納得させるだけのことはおっしゃっていただけないと思ひますが、どうか一つ私が今申し上げたような点をもう一度考慮せられて、適當なる方法というものは、衆知を集めれば出てくるのじゃないかという気がする。私どもも知恵をしぼります。皆さんも知恵をしぼっていただきたい。そうして

法務省も大蔵省も知恵をしぼっていただきたい。このような野蛮なこの家事裁判の現状というものを認識する以上においては、この職場に一時の間でも拘束させ、しかもそれが法的に妥當でないものでもやらせるような暴挙をしてはならない、知恵を一つ集めて問題解決に当らうじゃないか。

もう一つ伺わなければならぬことは、この少年問題、あるいは家庭問題については、婦人の果たす役割が非常に大きく、そういう意味で、かなり多くの婦人調停委員、婦人調査官が今活動しておられるように伺っております。ただこの婦人調査官は、未婚の方は、もちろんそれは悪いという問題ではありませんが、職務の専門的なケース・ワーカー的な性格から見ると、既婚婦人の果たす役割というものは非常に多いと思ふ、特に家事事件で。ところが時間延長になりますと、六時に仕事を終わらなければこれは家に帰れない。今まで仕事を持って帰れた方も、六時まではそこにいなければならぬ。家に帰れば七時である。それから子供さんの待つている家庭に帰られて、ごはんの支度をなさって、食事をあがる。これでは家庭というものは成り立ちますまい。どんなきびしい中でも、この家庭裁判所における婦人調査官の使命というものは、まことに重要な役割を果たすということであるならば、このような時間延長によつて調査官自体の人間喪失を強行してはならない、そういう意味からでも、婦人調査官というものの対して、今後どういうような対策をとつていこうとするか、一説によれば、婦人調査官をできるだけ減らそうとする傾向があるやに

も伺っているし、また、婦人調停委員を数を削つて、男だけに集めていこうとする動きもあるやに伺っておりますが、これは時代の認識の誤りもはなはだしきというところを私は指摘して、この点、御答弁をわすれましておきます。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) 最後の点でございしますが、婦人調査官を減らす、あるいは調停委員を減らすというようなことは、全然考へておらないと思ひます。実は裁判所調査官に婦人の方でお出になる方は、むしろ非常に優秀な方が多いのでございします。御婦人でございしますから、いろいろ問題ないではございしませんけれども、裁判所といたしましては、全然考へておりませんし、また、調停委員につきましても、婦人の調停委員は、むしろ男の調停委員よりも非常に熱心に、すべてにほんとうに親身になっていろいろやつたいただいているのでございまして、婦人調停委員を減らすというようなことは、これは東京はもちろん、全国的に見てもそういう傾向はないものと私は信じております。

○高田なほ子君 だいたい時間もたちましたから、まだいろいろ質問が残っておりますけれども、次回に譲つて、資料の要求だけして終わりますが、裁判官に対する勤務評定が行なわれていると聞いています。私、実はこれを聞いて非常にびっくりしたのです。その勤務評定の内容、これをまあ何かプリントにしたいと思ひます。それから調査官並びに調査官補に対する勤務評定の内容はどんなものであるか。それから書記官補が書記官になるときの昇任試験にこの勤務評定が参考資料に

なっているようですが、これの勤務評定の内容というものはどういふものか、それを一つ資料にして、この次の委員会までにちょうだいしたい。以上で私の質問を終わります。

○委員長(大川光三君) ただいま高田委員から要求がありました資料は、裁判所でお出し願えますか。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) いずれもお出しいたすつもりでおります。

○委員長(大川光三君) それでは次回にこれらの資料の御提出をお願いいたします。

速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) 速記を始め

○千葉信君 それじゃ一つ最高裁の方にお尋ねをいたします。おそらく最高裁としては横田さんが御答弁になると思ひますが、聞くところによりますと、横田さんは最近今の官職を去れるというお話ですが、もしそれがほんとうだとすると、私はきわめて遺憾だと思はざるを得ない。なぜかといふと、この委員会の当初に横田さんが言われたところの裁判の専断といふか、あるいはまた裁判所の機構の充実といふか、そういう点に關連して、現在のような裁判所の状態ではいかぬといふ、非常に激しい決意が表明された。少し口をすべらして政党の政策に対する批判まで立ち入られたようですが、私はそれはここでそれ以上追及する意図はありません。しかし、先ほど言われたような横田さんの激しいお考えなり方針というものが、従来ずっとその通りであつたとすれば、私は、現在の

ような最高裁の状態というものはかなり変わったものになっていったんじやないかと思う。それが、最近その立場をかえらるる直前に至つてやつとあひうことを言われたということは、私はまことに遺憾しくだと考えているのだけれど、横田さんは今回のこの法律案について、かなりその決定には重要な役割をされていると思うのですが、その法律案の審議について、いろいろ私から横田さんに御答弁をいただかなければなりませんから、そのあとの方にはいつごろ引き継がれることになるのか、そしてまたその方針等もそつくりそのまま引き継がれるおつもりか、この点をまずお尋ねいたしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(横田正俊君) 私最近転じますことは、裁判所の内部といたしまして、裁判官會議で一応決定いたしました、また、内閣にその案が出ております段階でございます、聞きますところによりまして、十七日あたりにその決定があるというところでございます。私もいろいろやりかけましたこともございまして、この際去りますことは非常に心残りでもございしますが、非常に心苦しい面もございしますが、これも最高裁判所の裁判官會議が決定されました方針でございますので、今さら何も申し上げることはないのでございしますが、私の後任は、新聞紙でも御承知だと思ひますが、長く最高裁判所で人事局長から事務次長までいたした現在の東京地方裁判所の所長の石田和外氏が私の後継をいたすことになっておりまして、これもおそらく十七日に決定いたすことと思ひますが、先般来この書記官間

題、調査官問題等につきまして裁判所側から申し上げておりますことは、事務総局全体と申しますか、最高裁判所の全体の考え方でもございまして、特に私がどうこうということはないわけでもございします。もちろん、私は事務当局の立場といたしまして十分の責任をもち御提案申し上げておるものではございしますが、皆同じような考えでもありますが、おそろく今度参ります石田事務総長がもし決定いたしましたれば、私以上は裁判所のことにつきましては、はつきりした考えを持っておると思ひますので、大体今までの方針がそのまま受け継がれて参ることと考えております。

○千葉信君 退陣の弁みたいなのを聞いてからその人に責任ある答弁を要求するのでもどうかと思ひますが、まあしかし、今のところその方法しかありませんので、これから御質問申し上げます。

たしか最高裁では、今度のこの裁判所法の一部改正に伴う措置の一環として、首席書記官を通じて同僚の書記官等に今回の法律改正について賛成か反対かというのを問ひ合はせられたというところが新聞に出ておりますが、私は、その問題についてはあとで深く掘り下げて最高裁の態度等についてお尋ねをしなければならぬ点をかなり持っている。ここでは、そういうことをやられたときに、真偽のほどは私は責任持てませんが、何か書記官等に対してその職務内容に変更を来たす、権限を拡大する——まあこの法律案の通りですが——ということだけについて賛否を問われたということがあるんです、その職務内容等の変更に伴つて起

こつてくるもう一つの重大な問題については、ほとんど説明らしい説明も加えず、また、場合によつては一言もそのことに触れないで賛否を聞いた、こういう非難があることを最高裁は御承知ですか。

○最高裁判所長官代理人(横田正俊君) 詳しいことはあるいは人事局長から申し上げた方がいいかと思ひますが、私の承知いたしております範囲で、お答え申し上げますと、実は、この書記官の権限拡充の問題と申しますのは、非常に長い歴史のあることでございまして、大体同僚の者から申し上げたと存じますが、書記官——最初は書記と言つておりましたが、書記官制度調査委員会というものを設けまして、この書記官という……

○千葉信君 またあとでやりますから、簡単にいいです。

○最高裁判所長官代理人(横田正俊君) ええ。この委員会におきまして、主として権限の問題を取り扱ひました結果、この委員会では、私の了解いたしましたところでは、時間延長等の問題は出たおとなかたと思ひます。ただ、これは非常にさかのぼります、この四号調整という問題は、非常に前に、年度は私あまりはつきりいたしません、が、検察事務官につきまして四号調整がございました。これは、やはり裁判所につきましてもいろいろ問題がございまして、四号調整と時間延長ということは、かなり関連して考えられておつたというところは、一応言えるようにございします。まあそういうふうなことで、時間延長というところは今申しました委員会では、あまり特に問題にならずに参りました。しかし、いよ

いよこれを實施いたしました四号調整をつけるということになりました場合に、権限問題並びに現在の裁判所の実情から考えまして、やはりこの時間延長といふことを考えなければならぬ、というところになりました、この時間延長のことにつきましては、あるいはいろいろな、先ほど申されましたような書記官の皆さんあるいは現に当面される人々の意見を聞いた方がいいのではないかというところで、人事局長が、たしか高裁の事務次官——書記官の長老でございします事務次長を通じて皆さんの意向を聞いたというふうないきさつがあつたと思ひます。

○千葉信君 この法案の審議の過程で、今の首席書記官を通じて賛否を聞いたということについては、その聞き方も問題があるし、聞いた内容についても問題があるし、その事実の有無等に関連してはつきりさせなければならぬ問題ですから、この点はどうせあとでじっくり一項目として質問をするつもりです。

今、私の聞いているのは、その職務権限の変更というが、権限の拡充というが、そういう問題について、これは實際問題として、書記官に対して、お前たちの権限が今度拡大されるのだぞと言へば、それだけなら私はおそろく喜ぶだらうと思ひます。しかも、その喜ぶような問題だけを表面に出して、それに表裏一体となつてゐる勤務時間の延長という点については、ほとんど説明をしなかつたというところについて、もしその通りならば、私はこれは最高裁がそのやり方について非難されてもいいと思ひます。当然だと思ひますので、私はそういうやり方をしたこ

とを今聞いているのじやなくて、そういうことについて、かなり最高裁に対して非難の声があるということを、最高裁が一体知つてゐるかどうかといふことを私はお尋ねしている。

○最高裁判所長官代理人(横田正俊君) 権限問題と時間延長問題をことさらに切り離してというふうなことは、もちろん私も考えておりませんが、そういう点で特に非難を受けているというふうにも考えませんが、ただ、この時間延長といふことは相当重大なことではございまして、この点につきましては、われわれ踏み切ります際にも、非常に、特に人事局長が非常に考えまして、最後にそういう結論になつたわけでもございしますが、その点につきましては、いろいろ御批判があらんあることと思ひます。まあ立場をかえますれば、いろいろごもつともな御批判でもあるというふうにご考慮しております。

○千葉信君 その問題はあとでまた伺ひますが、私はその問題に関連して、この法律案の提出に伴つて国会に提出されている提案理由の説明書、この提案理由の説明書を最初から最後まで通読してみまして、非常に不親切な説明の仕方だという印象を受けた。なるほど表面上の提案理由の説明ということであれば、この改正に伴つて起る職務権限の範囲をどうして変えるのかという説明だけで十分だといへば言えるかもしれない。これはしかし、この問題をその首席書記官を通じて賛否を問うた場合の態度と同じようなこの法律案の成立によつて、これと表裏一体の形で起つてくる勤務時間の延長という問題、それも先ほど高田委員が激

しい言葉で指摘されたように、他の法律に違反する内容を含むおそれのある措置がとられようとしている。国会で審議をする場合に、その他の法律に違反するおそれのある勤務時間の延長という問題が当然に付帯するこの法律案の、その提案理由の説明書としては、当然その審議の対象になり、しかも重要な内容を持つそのことについて、一言半句も触れずに提案理由の説明書を出しているということは、極端な言葉で言へば、これは国会軽視、国会を嘲着するといふ言葉をやわらげて、非常に不誠実な態度であるといふことが言える。そうはお考えになりませんか。

○政府委員(津田実君) ただいま御提案申し上げております裁判所法の一部改正によりまして、裁判所書記官に与えられようとする権限につきましては、裁判所書記官が多年要望しているところであるといふふうに私も承知いたしております。裁判所書記官が、現在定められておりますところの勤務時間の範囲内において新しい権限による事務を行ない、これによって裁判の審理の促進に対して寄与する実を上げることが、当然や得ることなんでしょう。従いまして、この法律は書記官の権限法であり、これによりましてこの権限を十二分に活用するために裁判所におきまして勤務時間等において考慮するといふことは、それは私も予想はいたしました。しかしながら、それは司法行政の全く専権に属するところでありまして、法務省としては、その内容についてはとやかく裁判所に申すわけにはいきません。この法律は権限法として成り立つ法律である。しか

も現在の勤務時間の中におきまして、裁判所書記官は多忙であるといえども何らかの時間的の差し繰りによる余裕、あるいは本質的な余裕もあるかもしれない。私もそれは承知いたしております。従いまして、この権限を与えられたことによつて、当然現在の勤務時間の範囲内においても権限は活用し得るわけである。その意味におきまして、この法律の裏づけとなつて勤務時間が延長されるということは、私も当然考へておりません。

○千葉信君 どうもよい言葉がだいいふ入つたようですが、それではこの法律案を提案するにあつて、最高裁の考えと法務省の考えにはギャップがあつたといふか、必ずしも完全な一致を見ていなかつたといふことになりませんか。その点はどうか。

○政府委員(津田実君) 裁判所におきましてこの法律案が通過したかどうかが、これをいかに運用されるかといふことも、これは裁判所の専権に属する事項である。法務省といたしましては、裁判所書記官の素養、学力等が格段に向上した今日におきまして、これを裁判の面に活用することは必要であると考へております。裁判所におきましてもその必要をお認めになり、法務省にその法律案の提案方を強く要望されたわけでありまして、また裁判所を通じて承知いたしておるところによりまして、裁判所書記官たる人々もこの法律による権限を持ちたいといふことを相当強く希望しておられるといふことを承知いたしております。従いまして、権限法といたしましては当然今日

このような立法をするのが妥当であるといふふうに考へております。しかしながら、一面予算におきましてこの勤務時間の延長についての予算を獲得されたといふことも、それは後に私どもは承知しております。しかしながらこの権限法を考へ始めたときには、そういうことは私も承知しては全

然承知しないのみならず、御承知のよう裁判所予算は裁判所が直接に大蔵省に要求されるものでありまして、法務省はその内容において承知する機会はないわけでありまして、情報によつて承知する場合もありますが、ほとんど正確にその内容を承知する機会はない。従いまして、この法律案立案の過程におきまして、裁判所がいかなるお考えであるかといふことは、私も承知しない次第であります。私も承知しないものとしては非常に適切であるといふふうに考へて提案をするといふことに決意をしたと、こういうことわざいいます。

○千葉信君 そんなばかな答弁があるかい。なるほど法律案を提案する責任者は、この際は法務大臣。だから君の方ではその法律事項だけの内容について責任を持つ、それしか知らない、それに付帯して起こることについては、わしの方は知らぬのだと言つて済まされる問題だと思ふか。しかも、あなたはあとから勤務時間延長の問題については聞いたなんといふふうにごまかそうとして。法務省は、一体最高裁のそういう考へを知らないで大体仕事ができるのですか。しかもあなたは、今何か勤務時間の問題等については最高裁の専決事項だと、これはその通りだ。その通りには違ひないが、専決事

項はどこから出てきたか。その最高裁の専決事項といふものは、裁判所職員の時給決定法による専決事項だ。国会における法律審議の際に、この法律の趣旨に基づいて最高裁で適当にはかき、やれといふ専決事項。問題は、国会で審議されるために法律案が提出されるにあつて、片方の勤務時間の問題はこれは最高裁の専決事項だから法務省は知らぬと、そんなことで一体国会を通ると思ふか。人をばかにしたような答弁も休み休みにしたまえ。今の場合には今のような答弁をしてのがれ

ても、この法律案を審議していく過程では、最高裁では、はっきりこの勤務時間の問題はこの法律と表裏一体をなすといふ考へでやつてきておるのですよ。しかもこの法律を提案する責任者の答弁に出てくる。のこのこと答弁に出てくるあなたがそういう事実を知らないでいて責任を持つて答弁できると思ふか。百歩を譲つて、今になつてからでもいいが……僕はこの提案理由の説明書にそういう法律の改正に伴つて起こる事態について一言半句も触れていないといふことについて、不親切だと言つて非難した。もう一つの問題は、かりにその問題について一歩を譲るとしても、その勤務時間をどうするかという問題かといふことについては、なるほど最高裁が規則の制定権を持つてゐる。法律によつて特に勤務時間の関係については委任されている。そういう委譲された権限、政府には政令という格好でその制定権はなるほど委譲されている。しかし法律の改正に伴つてその政令の改正等が当然に伴う問題の場合には、その政令の案を国会に出

して、そこでその案も含めて国会における審議に提供しているといふのが通例の場合でしょう。あなたはそういう例を知らぬはずはない。裁判所が規則で勤務時間を変更するといふことは、この法律案を審議する際の一つの素案としてわれわれは要求しなければならぬ。何は延ばすのか、一説には五十二時間にしようといふ話が伝わつておるだけで、正式には、われわれこの法律案の提案に伴つてその文書はいただいていない。従つてこの法律案を審議するにあつて、われわれとしては勤務時間に関して最高裁の制定する規則についても、どういふ案なのか聞かなければならない、当然これは付帯する問題じゃないですか。一体、国会に対する法律案の提案権は総理大臣にしかないのだから、その意味でこの法律案は、なるほど法務大臣が所管する部門として、法務省から提案されているのは認める。その法務省も最高裁判所も、そういう法律案と表裏一体をなす重要な問題について、一言半句も触れないで、提案理由の説明書を出している、これについて不親切と思ふか思わぬのか、その点を答弁して下さい、両方から答弁して下さい。

○政府委員(津田実君) 先ほど来申し上げておりますように、この法律案は書記官に権限を与える法律でございます。従いまして、その趣旨において提案理由を作成して御説明を申し上げます。た、こういうことでございます。で、勤務時間の延長あるいはそれに伴う号俸調整という措置につきましては、これは全く司法行政の範囲でございます。従いまして、御指摘のように、裁判所職員臨時措置法に基づいて最高裁判所

して、そこでその案も含めて国会における審議に提供しているといふのが通例の場合でしょう。あなたはそういう例を知らぬはずはない。裁判所が規則で勤務時間を変更するといふことは、この法律案を審議する際の一つの素案としてわれわれは要求しなければならぬ。何は延ばすのか、一説には五十二時間にしようといふ話が伝わつておるだけで、正式には、われわれこの法律案の提案に伴つてその文書はいただいていない。従つてこの法律案を審議するにあつて、われわれとしては勤務時間に関して最高裁の制定する規則についても、どういふ案なのか聞かなければならない、当然これは付帯する問題じゃないですか。一体、国会に対する法律案の提案権は総理大臣にしかないのだから、その意味でこの法律案は、なるほど法務大臣が所管する部門として、法務省から提案されているのは認める。その法務省も最高裁判所も、そういう法律案と表裏一体をなす重要な問題について、一言半句も触れないで、提案理由の説明書を出している、これについて不親切と思ふか思わぬのか、その点を答弁して下さい、両方から答弁して下さい。

○政府委員(津田実君) 先ほど来申し上げておりますように、この法律案は書記官に権限を与える法律でございます。従いまして、その趣旨において提案理由を作成して御説明を申し上げます。た、こういうことでございます。で、勤務時間の延長あるいはそれに伴う号俸調整という措置につきましては、これは全く司法行政の範囲でございます。従いまして、御指摘のように、裁判所職員臨時措置法に基づいて最高裁判所

して、そこでその案も含めて国会における審議に提供しているといふのが通例の場合でしょう。あなたはそういう例を知らぬはずはない。裁判所が規則で勤務時間を変更するといふことは、この法律案を審議する際の一つの素案としてわれわれは要求しなければならぬ。何は延ばすのか、一説には五十二時間にしようといふ話が伝わつておるだけで、正式には、われわれこの法律案の提案に伴つてその文書はいただいていない。従つてこの法律案を審議するにあつて、われわれとしては勤務時間に関して最高裁の制定する規則についても、どういふ案なのか聞かなければならない、当然これは付帯する問題じゃないですか。一体、国会に対する法律案の提案権は総理大臣にしかないのだから、その意味でこの法律案は、なるほど法務大臣が所管する部門として、法務省から提案されているのは認める。その法務省も最高裁判所も、そういう法律案と表裏一体をなす重要な問題について、一言半句も触れないで、提案理由の説明書を出している、これについて不親切と思ふか思わぬのか、その点を答弁して下さい、両方から答弁して下さい。

の権限であることは御指摘の通りであります。しかしながら、裁判所職員臨時措置法によりまして最高裁判所にかような権限をゆだねる趣旨は、ある種の範囲において司法行政について独自の権限を与える趣旨だと私は考えております。従いまして、その独立の権限の範囲内において最高裁判所がいかにされるか、これは最高裁判所が合理的に考えておやりになることでありまして、これは政府が出します政令の場合と私はいささか違ふと思ふ。政府の場合には国会の行政監督の範囲内にあるわけですから、その意味におきまして、考えていることはあらかじめ御説明を申し上げる必要があることは当然と思ひます。しかしながら最高裁判所の場合におきましては、この席でその内容を御説明になることは、全く最高裁判所の御判断によることでありまして、われわれがそれを最高裁判所に強制することのできないことは、むしろ当然でございます。私も事前に連絡を受けたことがないというところは確言しておきます。しかしながら立案の進む過程におきましてその事実を知ったことは事実であります。

○最高裁判所長官代理者(横田正俊君) 今回の提案は、千葉さんの御指摘の通り、権限の問題だけが表に出ておりますが、号俸調整問題と勤務時間延長問題がそれに密接なうらはらななしております。御指摘のような御批判は確かにあると思ひます。特に予算の場合につきましても、予算委員会あるいは分科会におきましていろいろ事情は申し上げましたが、最初に差し上げました非常に簡潔な要旨の中には、号俸調整のことだけ申し上げまして、し

かもそれを書記官は待遇改善、職員の待遇改善の名の中に一項目といたしまして載せまして、時間延長のことを特に書いてございませんと御指摘になりました。まことにございませんと思つたわけでございます。ただいまの権限につきましても同様なおしかりがあらうと思ひますが、私もどなたかたしましては、何もこの問題を特に際し立てをいたしまして、議會をそれだけを通すというようなことは、もちろん考えているわけじゃございませぬ。審議の過程におきまして、当然この問題は起こると思ひまして……法務省の方ももちろんそれは予期しておつたことと存じますので、この提案理由は非常にいわば当面のことだけ申し上げておりますので、非常に不親切だといふような御批判がおりになると思ひますが、われわれは、そういうつもりで出したわけではございませぬ。その点は、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 先に最高裁の方に言ひますけれども、今の横田さんの発言でも、少なくともその最低限度の提案理由の説明は親切さを欠いていたといふことはお認めになつていたと思ひます。従つて、この提案理由書についての補足説明書を出しになるなり、同時に、もう一つの要求は、最高裁の権限に基づいて行なうとしてゐる規則の改正案案のようなもの、これも私はぜひ明確にしなげなうと思ひます。これは即時出すようにしてもらひたい。つまり、この提案理由書を書き直してもらうことが私にとっては一番の希望ですが、私はそこまでやばなことは申しませぬ。話せる男ですから、そ

これまでやばなことは言ひませんが、少なくとも補足説明書は出してもらう必要はある。一つは、その内容は、国会の審議にあつた的確に問題を把握できる内容のものであるといふことが条件です。それからもう一つは、今申し上げたように、裁判所の権限に基づいて行なわれる規則の改正なり、今回の場合勤務時間の延長の内容ですが……まだそれは法律案が通らないから、決定ではないと思ふから、その案案なり、ないしはまた具体的に検討なさつていけるなら、その過程の資料でもつけようですから、これはぜひ出してもらわなければならぬ。

それから委員長、法務省から来ている人はだれですか、ここに居る人は。○委員長(大川光三君) 津田部長です。今の調査部長が見えておるだけです。

○千葉信君 津田君に伺ひますが、あなたは今盛んに最高裁の持つてゐる規則の制定権を最高裁の専決事項だ、専決事項だと言つて、何かそれがあれば最高裁は国会なんか何にも関係なしにどんどんそれはどんなふうにもいじれるといふ建前に立つて御答弁になつておられるようですが、今私の聞いているこの勤務時間の問題等について、この勤務時間の問題等についての規則の制定は、なるほど憲法で規則の制定に關する権限は委譲されてゐる。しかし、この勤務時間の規則の制定に關する最高裁の権限といふのは、裁判所職員の臨時措置法に基づいてこれは最高裁に委任されてゐる事項です。従つて最高裁が今その規則の改正を行なうとして、しかもその表裏一体をなす法律案が国会の審議の最中です。そう

いう場合に専決事項だとか何とかがいふことを言ひ立てて——今の場合には、それを単に国会にどういふふうにするつもりかといふことを明らかにすべきであつたといふのが私の意見です。それを明らかにせずに国会に法律案だけ出して、この法律案の権限の關係だけ説明書を書いておる。それでいいという意見は、私はどうもふに落ちない。しかも、その勤務時間の規則の制定権そのものが、今言つたように国会における立法の過程で、最高裁の職員に對しては勤務時間の關係については、こゝろいふに最高裁でやつてよろしいといふ委任なんです。それを何も国会にはそんなこと關係ないはずだといふような顔をして、すこぶるいけいけいあしやと答弁するといふことは、どうも私はふに落ちぬのですがね。あなたは、やはりあくまでも、最高裁の横田さんが今の答弁をされたことを聞いて、今もそんなことは何にも提案理由の説明書に書かなくてもあたりまえのことなんだ、そんなことは最高裁の独自の権限でやることだから、国会には關係のないことだと言ひ張つて、少なくともこの提案理由の説明書が不親切なものであつたといふことは認めようとなさるゝのですか。

○政府委員(津田実君) 先ほど来申し上げましたように、この法律は書記官に与える権限法でございます。従いまして、予算の裏づけもなく、また勤務時間の延長等のことをなくしても、この法律は現在施行し得るわけですが、もしこれが成立いたしましたらにございまして、その意味におきまして、勤務時間の内容に於いて提案理由を説明するといふことは、私の方ではいたしか

ねる。と申しますのは、勤務時間を延長するかどうかといふことは、最終的には最高裁の裁判官會議がきめることです。で、ここに最高裁當局がいろいろ御説明になつておりますけれども、これは最高裁の事務當局の御意見だ、裁判官會議の御意見ではございませぬ。従つて、また裁判官會議で議決をしてしまわなければ、その内容は確定し得ない合議体であることは御承知の通りであります。従いまして、ここにございましては最高裁がいかなることをおやりになるか、それは事務當局の御準備は申し上げられると思ひますが、それ以上の何ものでもない私どもは考える次第であります。そこで、この法律におきまして最高裁の規則にある事項を委任するといふことを国会がおきめになることはもちろんでございますが、そのおきめになる際に、いかなるものを將來にきめるやといふことにつきましては、なるほど事務當局の準備をお聞きになるなら、事務當局はその内容を披露すべきだと私は思ひます。でありますけれども、しかしそれは最終決定ではなくて、裁判官會議が違つたルールを制定したらどういふことになるかといふ問題であります。従いまして、法律が裁判所の規則にある事項を委任した以上は、それは裁判官會議を全幅に信頼しなければいけないといふことであるといふふうに私も考へざるを得ないのであります。

○千葉信君 苦しいが言つて、われわれにとつてはありがたい答弁を聞きました。しかしどうも君はぬけぬけと悪ずれのした国会答弁をする男だ。裁判官會議できめなないといふのは、この法律が通らないからきめられ

ないだけのことでしよう。この法律が通つたら、正式にそこできめようとしておることははつきりしているのです。それをこの裁判官会議できめないというのを理由として言ひのがれをしようなどという、そういう子供だましの答弁じゃちよつとわれわれいだきり今答弁しているじゃないですか、しかもあなたは、われわれはまだこの法律案を国会に提出するまでには、そういう勤務時間の問題等については知らなかつたということ、ぬけぬけと言つておられる。そんなことで一法務省の仕事が動まるか、最高裁の考えがきまつてこういう権限の拡張をやるという方針をきめたのは、もう時日もずつと前なんです。しかもそれと一緒に勤務時間の問題をどうするかという問題は、一つの労働問題にさへなっている、そういう事情やそういう事実を知らないで、一体あなたたち法律の責任を持てるのか、君あたりを相手にしてこんなことをいうのは少し酷だから、あらためて法務大臣を引張り出してこの問題については聞かなくさいかぬと思うのだけれども、どうも君の答弁では私は納得できない。裁判官会議できまらなないかは別として、この法律案提案の前提となつておるその事実を、あなたが知らなかつたという事は、知らなかつたという事によつて今の場合には言ひのがれできても、それで一法務省の責任が果せるかということがまた問題になつてくる、別な角度から。そこであなたにお尋ねしたいけれども、あなたは知らなかつたけれども、法務省のだからかは知つていたのか、それとも法務省とし

てはだれもその事実を知らなかつたとあなたは言ひ張りますか。あなたは知らないとしても、法務大臣なり、ないしはまた法務次官なり政務次官なり、あなた以外の人は、最高裁判所のこの問題について了解なり、もしくは通報を受けていたかいなかったか。こういう点もあなたと同じに、法務省当局は全然知らないでこの法律案を提案したのかどうか。大臣のことまであなたに聞くのは少し先ばしりかもしれないけれども、その点はどうか。

○政府委員(津田実君) 先般来問題になつております裁判所におきまして、書記官制度調査委員会におきまして、いろいろ書記官の職務権限の問題を検討してこられた。で、この問題は書記官制度調査委員会の議によつて、裁判所としても踏み切つたという事は、私も、そういう説明を受けております。しかしながら、予算がはつきりわかりますのは、御承知のように、一月の二十日以後であります。従いまして、われわれが予算の内容を承知したのは、その以後に属するわけでありまして、従いまして、この法律を立案する過程におきましては、先ほど申し上げましたように、最初の出発点は、勤務時間という事については私どもは全然知らなかつた。ですから、立案の最後の過程において承知したという事は、先ほど申しました通りです。そういう経過になつておることは事実です。従いまして私どもとしては、最初の出発が権限法であり、今日もなお権限法であるというふうに考えております。従つて、これによりまして予算の裏づけを得て勤務時間の延長をなさるかどうかという問題は、これはやはり裁判所

がおきめになる。現に家庭裁判所調査官につきましては、この法律の何らの裏づけなくして勤務時間を延長し、あるいは号俸を調整するということがございまして、それと対比してみてもその点はおわかりいただけると思ひます。従いまして、この法律を作るから、勤務時間を延長するからということ、相関関係はないということとは、お認め願ひたいと思ひます。それは、私どもが、ただいまよく言うようでありまして、家裁の調査官の問題についてです。で、この問題に達着すると私は思ひます。

○千葉信君 どうか法務省の答弁と最高裁の答弁が、答弁している人自身もわかつていないやうで食い違つていますね。そういうことになる、この法律案の審議の過程で、一体われわれは、どつちに関係のいいのかということになると、これはまあ憲法上からいっても、法律上からいっても、これは当然法務省当局に聞くことになると思ひます。その責任を持つて国会に答弁しなければならぬ法務省当局が、最高裁のほんとうの腹を知らないで問題を扱つていたとか、また従つて、法律を提案するに際して、今はあつてふたつたわかつたやうな話をしているけれども、しかも、そのときには提案理由の説明者が歸つてしまつたあとだつたというところだろつと思ひますが、そうなる、一体国会の審議というのは、だれに責任を問ひながら、だれに方針を聞きながら質問するということになるのか。これはあれですか、法務省の方で最高裁にかわつて全責任を持つてこの問題についての答弁をされます

か。同時にまた、つけ加えておくけれども、この問題には勤務時間の延長の問題が表裏一体のものとしてくついていることを、今のところ表裏一体のものとしてくついていることを、お忘れなしに一つ答弁していただきたい。

○政府委員(津田実君) この問題の法的な面、あるいは立法政策の面につきましては、法務省が全責任を持つて御答弁を申し上げなければならぬと思ひます。しかしながら、この法律の運用は司法行政の範囲内に属するわけでありまして、これは最高裁判所が御答弁になつてしかるべきことと思ひます。法務省といたしまして、司法行政の内部には深くタッチできないこととあります。事柄によりましては、むしろ報告は受けますけれども、これはやはり報告を受ける程度でありまして、事柄によつては報告を受けられないこともあります。従いまして、その司法行政の中身について全責任を持つて御答弁を申し上げることは、これはまあできないことをお認め願ひたいと思ひます。

なお、提案の理由書の作成につきましては、その前に承知しておつたかどうかというところが御懸念があるやうでございまして、もちろん、作成の前に承知したしております。しかしながら、先ほど来、るる申し上げましては、これは権限法であります。この権限法をもちつて、号俸調整もせず、勤務時間の延長もせずこの仕事をしない得るということは、私ども当然考えております。また、現実にできることは、十分説明できるわけであり

ます。従いまして、あとは今度は、司法行政における最高裁判所の責任という問題に私は帰着すると思ひるのでございます。

○千葉信君 今の質疑応答で、すいぶん大きな問題に委員会として達着したはずですが。その法務大臣から提出された法律案の問題でも、最高裁の長官には法律の提案権というものはないので、従つて、最高裁の所管の問題等については、その法律の提案の責任者は法律上、法務大臣ということになります。しかも、その法務大臣——下僚を含む法務大臣が、その法律の実際上の提案者たる最高裁の考えや方針をつまびらかにしないで法律案を国会に出してきた、こういうことは、私は、国会として今後こういうような問題を審議する際には、法務大臣の部下はもろろのこと、法務大臣を相手にして、安心して法律案の審議ができないという事情が出てきました。従つて、こういう事態になると、私は、かりに法律の提案権がないとしても、最高裁長官等に対して、やはり相当責任を持つた答弁をしてもらなければならぬという事になつてきますから、従つて、そういう点をどうするかという事について、委員長理事打ち合わせ会で御相談を願ひたい。これは委員長に申し上げておきます。

それから、今の答弁を聞いていますと、依然として、最高裁と法務省当局の意見が——意見といわなくても、その実情の把握について、かなり違ひがあるし、同時にまた、法務省当局の津田君の答弁では、依然として、この提案理由の説明書については、瞞着し

ようなどと考えていなかつたところ

を聞きながら質問するということになるのか。これはあれですか、法務省の方で最高裁にかわつて全責任を持つてこの問題についての答弁をされます

ます。従いまして、あとは今度は、司法行政における最高裁判所の責任という問題に私は帰着すると思ひるのでございます。

○千葉信君 今の質疑応答で、すいぶん大きな問題に委員会として達着したはずですが。その法務大臣から提出された法律案の問題でも、最高裁の長官には法律の提案権というものはないので、従つて、最高裁の所管の問題等については、その法律の提案の責任者は法律上、法務大臣ということになります。しかも、その法務大臣——下僚を含む法務大臣が、その法律の実際上の提案者たる最高裁の考えや方針をつまびらかにしないで法律案を国会に出してきた、こういうことは、私は、国会として今後こういうような問題を審議する際には、法務大臣の部下はもろろのこと、法務大臣を相手にして、安心して法律案の審議ができないという事情が出てきました。従つて、こういう事態になると、私は、かりに法律の提案権がないとしても、最高裁長官等に対して、やはり相当責任を持つた答弁をしてもらなければならぬという事になつてきますから、従つて、そういう点をどうするかという事について、委員長理事打ち合わせ会で御相談を願ひたい。これは委員長に申し上げておきます。

それから、今の答弁を聞いていますと、依然として、最高裁と法務省当局の意見が——意見といわなくても、その実情の把握について、かなり違ひがあるし、同時にまた、法務省当局の津田君の答弁では、依然として、この提案理由の説明書については、瞞着し

ようなどと考えていなかつたところ

か、不親切でもなかったという答弁——強引にその答弁に終始しておる。最高裁の方は必ずしもそうではない。一体、法務省当局としては、今、横田さんの方から補足説明書なり、もしくは勤務時間に関する規則の制定案なりについて出すことを拒否しておられる。その提案理由の説明書もおそらく法務省の手を離なければならぬ。法務省はその場合でも、それを国会に対して、私の要求に対して拒否されるおつもりかどうか、その点をお尋ねしておきたい。

○政府委員(津田実君) 最高裁判所当局がこの法律案の内容につきまして補足して説明書を出しになることにつきましては、もちろん、法務省として異議がございせんし、また、国会の御審議の過程で当然をうけるものは提出されるのが相当だと思ひます。また、規則の案案につきましても、お出しになることが相当だと私は考えます。しかし、法律案の内容そのものは、先ほど申し上げましたように権限法に属しますので、その勤務時間の延長とか何とかいう内容について、法務省が責任を負えない立場にある、その点を御了解願ひたいと思ひます。

○千葉信君 最高裁の方から出される場合に、これは法務省を経由することになると思ひますが、その場合、法務省はそれを国会に出されるわけですね。そう了解していいですね。

○政府委員(津田実君) それは、最高裁判所は当委員会に出席されておるわけでありませう。最高裁判所から御提出になるのが相当だと私は考えます。

○委員長(大川光三君) ただいま千葉委員から特に委員長に御要望のありま

した件につきましては、理事会にも諮つて、よく検討したいと思ひます。ただ、私自身の考え方から申しまして、三種分立という立場から、はたして立法院が裁判所の権限に属する事柄についてどの程度まで容喙することができようかというところも研究課題といたしたいと考えております。

ほかに御発言もなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと存じます。

以上をもつて本日の審議は終了いたしました。

次回の委員会は五月十七日午前十時より開会いたします。

本日はこれをもつて委員会を散会いたします。

午後五時三十一分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律案

軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律案

軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律案

第一条 この法律は、軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の第一審裁判所(以下「裁判所」といふ)における審理に学識経験を有する専門委員を立ち会わせ、事故発生の原因に關して意見を述べさせることとし、もつて

裁判の適正に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「軌条上の車両の運転等に関する業務」とは、軌条上の機関車、電動車若しくは気動車又はこれらの車両と連結した車両(以下この条において「列車」といふ)の運転、線路又は車両の保全、運転保安装置の保全又は取扱いその他列車の運転に直接関係のある業務をいふ。

2 この法律で「軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件」とは、軌条上の車両の運転等に関する業務に従事する者についての刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二百九条第二項の罪にあたる事件又は同法第二百一十一条前段の罪にあたる事件(訴因が列車又は車両の交通に係るものに限る)をいふ。

(専門委員)

第三条 専門委員は、裁判所における軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審理に立ち会ひ、事故発生の原因を究明し、意見を述べべるものとする。

(立会)

第四条 裁判所は、軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百九十一条の二に規定する決定があつた事件を除いて、その公判期日における審理に専門委員を立ち会わせなければならない。ただし、当該事件について最初の証拠

調の決定があるまでの間は、この限りでない。

2 裁判所は、当該事件の審理に際し、被告人が公訴事実を認める旨の陳述をした場合又は被告人が専門委員の立会ひを辞退した場合において、事故発生の原因に關して学識経験に基づく意見を必要としないとき、前項の規定にかかわらず、決定をもつて専門委員を立ち会わせないこととすることが出来る。

3 裁判所は、専門委員を立ち会わせない旨の決定をした場合においても、その後における当該事件の審理の経過にかんがみ、事故発生の原因に關して学識経験に基づく意見を必要とするとき、前項の規定にかかわらず、決定をもつて専門委員を立ち会わせないこととすることが出来る。

4 被告人は、いつでも、専門委員の立会ひを辞退する旨を申し出ることが出来る。

5 裁判所は、第二項及び第三項に規定する決定をするにあつては、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

(指定)

第五条 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

2 専門委員は、毎年、あらかじめ、高等裁判所が軌条上の車両の運転等に関する業務に關し学識経験を有する者の中から選定した者

につき、各事件について裁判所が指定する。

3 裁判所は、前項に規定する指定の決定をするにあつては、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

4 第二項の規定により選定される者の資格、員数その他同項の選定に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第六条 裁判所は、専門委員がその職務を行なうに適當ないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでも、決定をもつてその指定を取り消し、かつ、当該事件につき新たに専門委員を指定することが出来る。

2 裁判所は、前項に規定する決定をするにあつては、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

(出頭及び宣誓)

第七条 裁判所は、専門委員を指定した軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の公判期日には専門委員を召喚しなければならない。

2 専門委員には、宣誓をさせなければならない。

3 刑事訴訟法第五十条及び第五十一条の規定は、専門委員の出頭に、同法第五十二条及び第五十三条の規定(これらの規定中勾引に關する部分を除く)並びに同法第二百七十四条の規定は、専門委員の召喚に、同法第六十条及び第六十一条の規定は、専門委員の宣誓について準用する。

第二部 法務委員会會議録第十九号

(公判期日外における立会い)

第八条 公判期日外において証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問をする場合は公判期日外において検証若しくは鑑定をする場合(以下この条において「公判期日外において尋問等をする場合」という。)において、裁判所は、必要があるとき、専門委員をこれに立ち会わせることができる。

2 公判期日外において尋問等をする場合において、専門委員は、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官の許可を受けてこれに立ち会うことができる。

3 公判期日外において尋問等をする場合においては、裁判所は、その日時及び場所を、あらかじめ、専門委員に通知しなければならない。

(尋問、質問等)

第九条 専門委員は、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官のする証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問に際しては、裁判長、受命裁判官若しくは受託裁判官に対して事故発生の原因について尋問を求め、又は裁判長、受命裁判官若しくは受託裁判官の許可を得てこれらの者に対して事故発生の原因について直接に問いを発することができる。被告人が任意に供述する場合において、その者に対する質問を求め、又はその者に対し問いを発することも、同様とする。

2 裁判長は、専門委員のする問いが既にした尋問若しくは質問と重複するとき又は事故発生の原因に

関係のない事項にわたるときその他相当でないとき、これを制限することができる。

3 専門委員は、裁判長の許可を受けて、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。

(鑑定の中出)

第十条 専門委員は、当該事件の審理の状況により、事故発生の原因に関して鑑定の必要があると思料するときは、その旨裁判所に対して意見を申し出ることができる。

(専門委員に対する尋問)

第十一条 裁判所は、必要があると認めるときは、いつでも事故発生の原因に関して意見を述べさせるため、専門委員を尋問することができる。

2 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求に係る証拠調が終わるまでの間に専門委員を尋問しなかつたときは、刑事訴訟法第二百九十三条第一項の検察官の意見の陳述前に、事故発生の原因に関して意見を述べさせるため専門委員を尋問しなければならない。

3 裁判所が前二項の専門委員を尋問する旨の決定するについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

4 刑事訴訟法の規定の適用については、専門委員に対する尋問は、証拠調とみなし、尋問に対する専門委員の意見は、鑑定人の鑑定の経過及び結果とみなす。

5 刑事訴訟法第一編第十一章の規定(勾引、宣誓並びに旅費、日当及び宿泊料に関する規定を除く。)

及び同法第三百四条の規定は、専門委員に対する尋問について準用する。

(旅費、日当、宿泊料等)

第十二条 専門委員には、最高裁判所の定めるところにより、旅費、日当、宿泊料及び報酬を支給する。

2 専門委員は、あらかじめ、旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく出頭せず又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

3 専門委員の旅費、日当、宿泊料及び報酬は、国庫の負担とする。

(刑事訴訟法との関係)

第十三条 この法律に規定する過料、費用の賠償、決定及び即時抗告に関しては、刑事訴訟法を準用する。

(罰則)

第十四条 この法律の規定により宣誓した専門委員がことさらに真意と異なる意見を述べたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第十五条 前条の罪を犯した者がその意見を述べた事件の裁判確定前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律は、軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事

件で、この法律の施行前に最初の証拠調の決定があつたものについては、適用しない。